

# 別冊

## 【参考資料】

令和4年5月

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会



## 【参考資料】

	頁
ア 位置図・写真	
(ア) 熱海市伊豆山地区	
・逢初川概要図	1
・熱海市伊豆山の土石流災害概要図	2
・源頭部崩壊箇所	3
(イ) A社の土地取得位置図(約35万坪)	4
(ウ) 熱海市逢初川源頭部の盛土の造成状況	
・写真1 2006年9月20日撮影 土地改変行為前の状況	5
・写真2 2007年5月22日撮影 県東部農林事務所現地調査	6
・写真3 2008年12月12日撮影 ヘリコプター撮影(県防災ヘリから)	7
・写真4 2009年10月9日撮影 県熱海土木事務所現地調査	8
・写真5-(1) 2009年11月4日撮影 県及び市が今後の対策を協議	9
・写真5-(2) 2009年11月4日撮影 県及び市が今後の対策を協議	10
・写真6-(1) 2010年8月30日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	11
・写真6-(2) 2010年8月31日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	12
・写真6-(3) 2010年8月27日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	13
・写真6-(4) 2010年8月27日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	14
・写真7 2010年10月7日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	15
・写真8 2010年10月13日撮影 調圧槽手前に大量の土砂を確認	16
・写真9 2010年11月2日撮影 斜面崩落状況等	17
・写真10 2011年3月4日撮影 県及び市で合同調査	18
・写真11 2011年7月13日撮影 D社が防災工事開始	19
・写真12 2011年8月30日撮影 D社が市に法面補修工事写真帳を提出	20
・写真13 2011年8月30日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	37
・写真14 2011年10月4日撮影 斜面の崩落修復作業中	38
・写真15 2011年10月7日撮影 現地調査	39
・写真16 2012年5月8日撮影 現地調査	40
・写真17 2017年5月24日撮影 現地調査	41
・写真18 2021年6月30日撮影 県東部健康福祉センター現地調査	42
・写真19 2021年8月2日撮影 崩落後の盛土下端部	43
イ 事実関係整理表	
・関係者一覧	44
・逢初川土石流災害の事実関係整理表	45
ウ 関係者ヒアリング結果の概要	
・ヒアリング結果(概要)	60
エ 関係法規集	
・関係法令抜粋	83



# 【参考資料】

## ア 位置図・写真

(ア) 熱海市伊豆山地区



# 逢初川概要図

- 逢初川
- 新設堰堤
- 仮設ブロック堰堤
- 既設堰堤



# 熱海市伊豆山の土石流災害概要図

源頭部崩壊箇所



出典：国土地理院ウェブサイト  
「地理院地図」（国土地理院）を加工して作成

# 源頭部崩壞箇所

2021年8月2日撮影



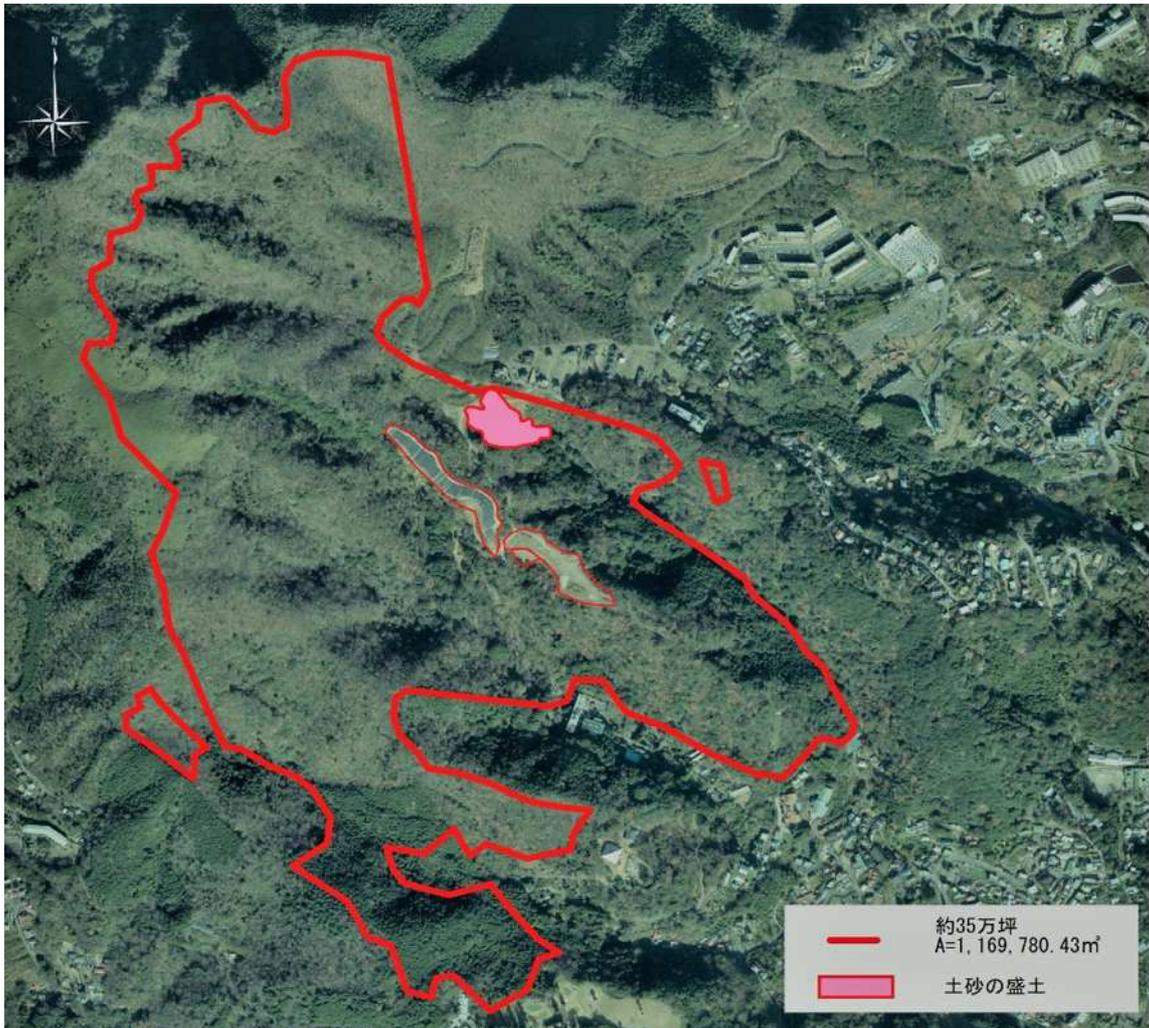


(イ) A社の土地取得位置図

(約35万坪)



位置図 (購入敷地面積 約 35 万坪)



2006. 9. 21 A社が当該地を含む土地の取得位置図  
(約 35 万坪 : A = 1, 169, 780. 43 m<sup>2</sup>)



(ウ) 熱海市逢初川源頭部の  
盛土の造成状況

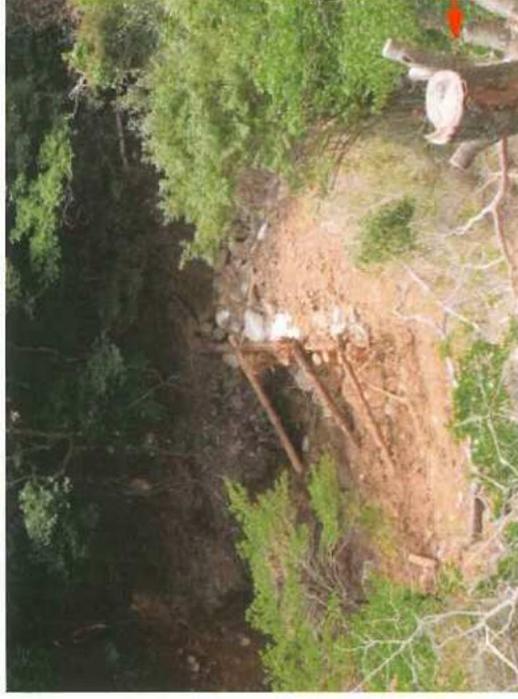


# 写真 1



2006年9月20日撮影 土地改変行為前の状況

## 写真 2



沢の本流の標高 350m 付近に転石土留、その 20m ほど上流に土留柵。森林はすでに広範囲に伐採されている。

2007 年 5 月 22 日撮影

県東部農林事務所現地調査

写真 3



2008年12月12日 ヘリコプター撮影（県防災ヘリから）

# 写真 4



雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出ていることを確認。



2009年10月9日撮影

泉熱海土木事務所現地調査

写真 5-(1)



2009(平成21)年11月4日 県及び市が今後の対策を協議

写真 5-(2)



2009(平成21)年11月4日 県及び市が今後の対策を協議

## 写真 6-(1)



盛土はすでに8～9段行われている。盛土の下部の土留は、2007年5月22日撮影のもの（基本構造（転石土留＋土留柵）と同じである。

（注：写真の切株の位置から同じ場所を撮影していることが特定できる。

2007年5月22日の土留は、盛土の流出防止ではなく、無届出造成された斜面地からの土砂流出を防ぐために機能するものである。）

2010年8月30日撮影と推定される

# 写真 6-(2)

残土処分場の中腹あたりで、固化剤を混ぜながら修復していた。



崩落方向

崩れた場所から上段を望む。赤い線あたりから上の土に木くずが混入している。



残土の状況。20～30cm程度の木の棒がかなり混入している。



2010年8月31日撮影

県東部健康福祉センター現地確認

## 写真 6-(3)



残土処分場の上部にへドロのようなものが置かれている。最上部は崩落したものである。

2010年8月27日撮影と推定される

## 写真 6-(4)



写真右では、残土処分場の上部道路よりさらに上部に盛土がされている。

2010年8月27日撮影と推定される

# 写真 7



写真左：残土処分場上部の道路よりさらに上部の盛土

写真右：残土の搬入量は減少したものの、搬入は継続していたと推定される

2010年10月7日撮影

写真 8



2010(平成22)年10月13日 調圧槽手前に大量の土砂を確認

写真① 上の冊い赤丸が仮置きした木くずの山。下が崩落した断面から現れた木くず



奥から入り口方向を望む。写真右側の上段部の斜面側の十が盛り上がり上がっている感じ。



## 写真 9

2010年11月2日撮影

斜面崩落状況等

写真 10



2011(平成23)年3月4日 県及び市で合同調査

写真 11



2011(平成23)7月13日 D社が防災工事を開始

D社が市に法面補修工事写真帳を提出

## 工 事 写 真 帳

工事番号 平成 23 年度 工第 号

工事名 伊豆山市井谷法面補修工事

工事箇所

工 期 着 手 平成 23 年 月 日

竣 工 平成 23 年 月 30 日

工事施工者



着工前

下流砂池



NO. 掘削

下流砂池



NO. 掘削

下流砂池



NO. 着工前

下流吹砂池



NO. 完了

下流吹砂池

湧水



NO. 横断管

下流吹砂池

φ250×3本

横断管

φ250x3本

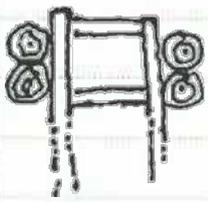


着工前



水路設置

900



着工前

下流砂池



掘削

下流砂池



完了

下流砂池

湧水







NO. 着工前




NO. 水跡設置



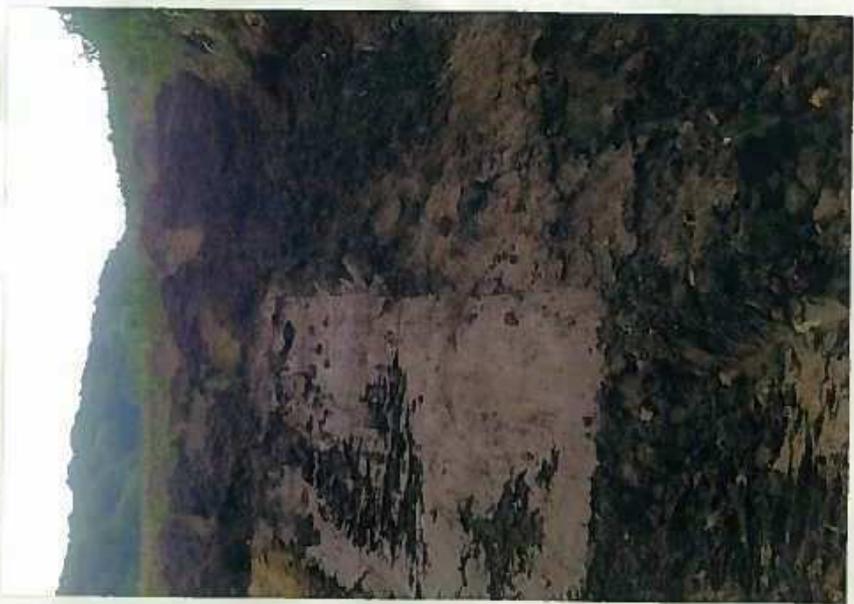

NO.  


印刷部

余白

取出

着工前



01

水路設置



02

甲座

余白

乙座

CHIBENJI

パノタイプ

差込

余白

NO.

上段水砂池

湧水状態:

NO.

湧水



NO. 着工前



上部  
沈砂池



上部  
沈砂池



NO.



NO.



NO.



NO.

水路設置



NO.

水路設置



NO.

水路設置





NO. 着工前  
 液面



完了  
 液面



NO. 完了  
 液面

KOKUYO  
 7-200N

NO.

路面補修

水路掘削



NO.

水路掘削

路面湧水



NO.

水路掘削

路面湧水





NO. 着工前

仮置土



NO. 着工前

仮置土



NO.

仮道路設置



NO. 上御波砂池

水路接続



NO.

水路設置



NO.

水路設置

NO. 着工前

道路入口附近



NO. 液面処理

排水路設置

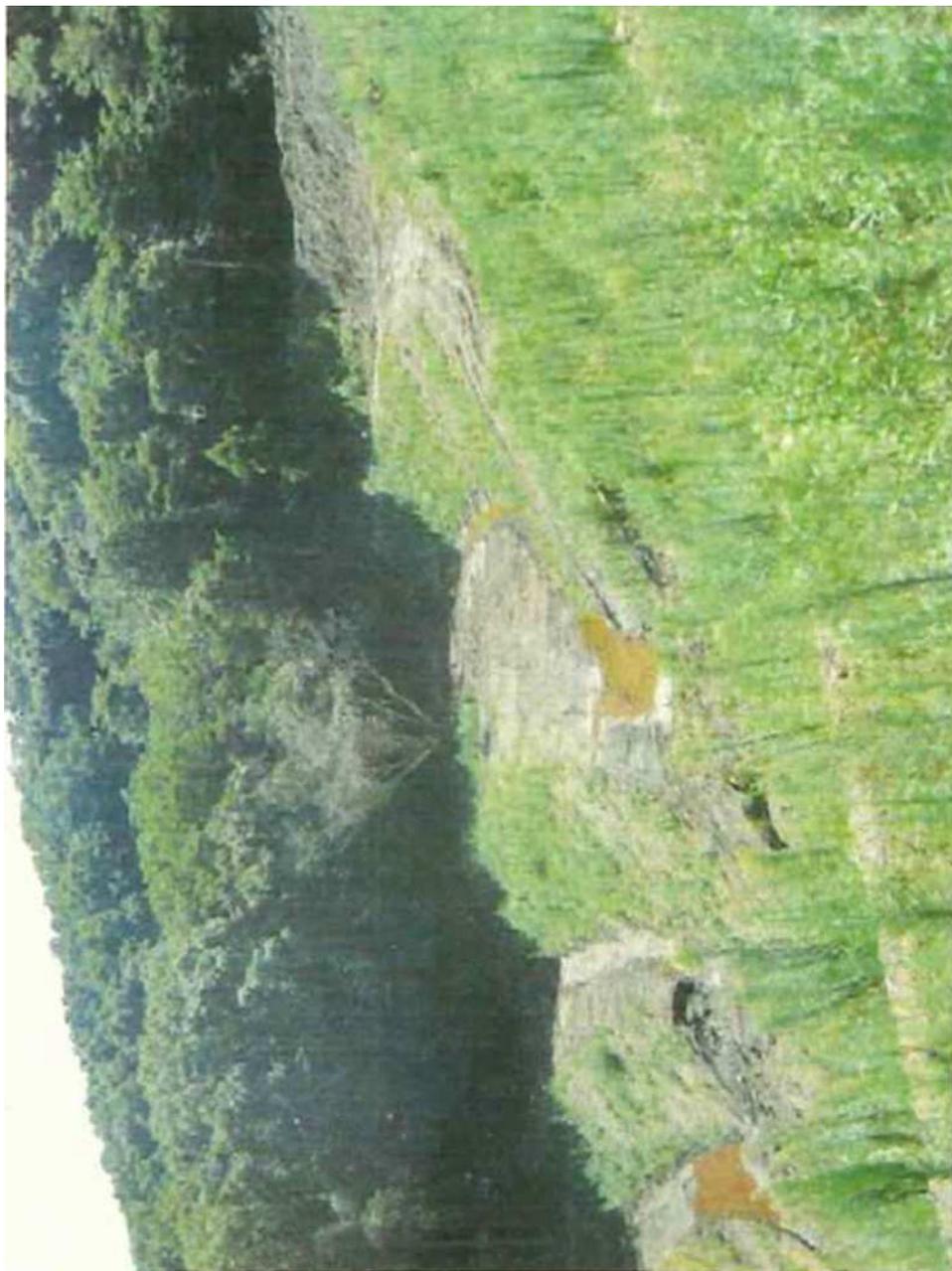


NO. 液面処理

道路入口附近



## 写真 13



排水状況が悪く、小段の上に水たまり、左岸側に水みち、崩壊が見られる

2011年8月30日撮影

## 写真 14

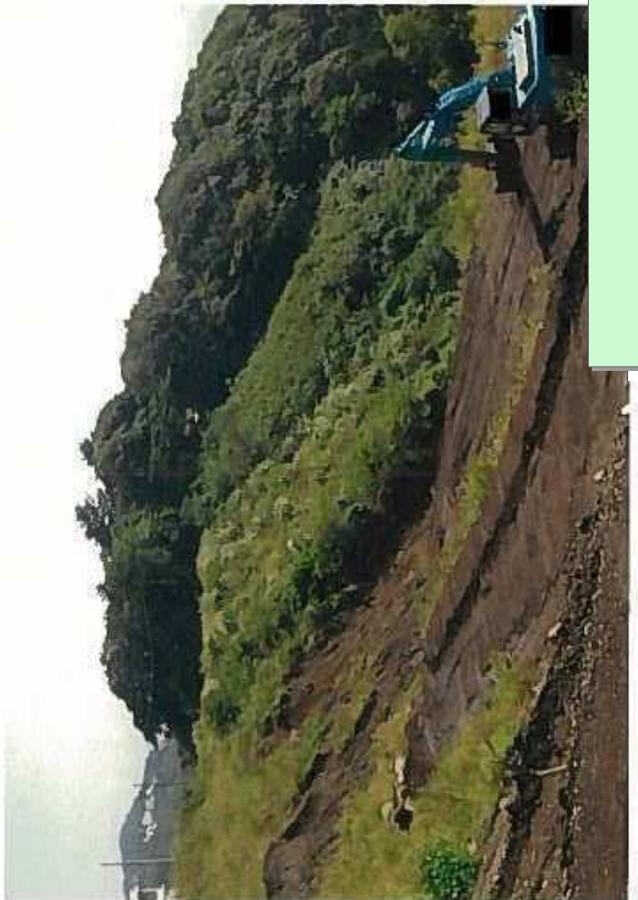
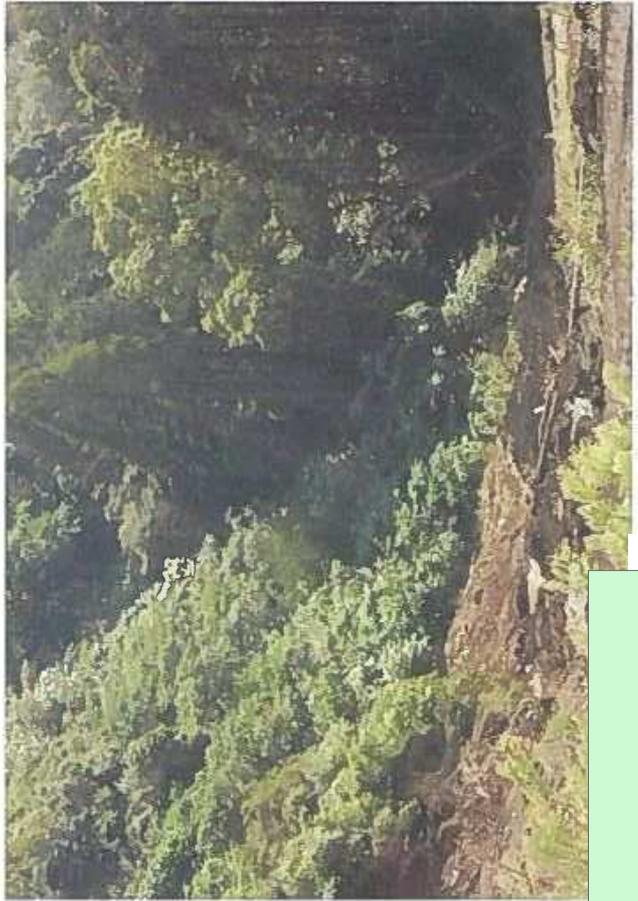


盛土左岸側の上部が大きく崩壊したものである。

2011年10月4日撮影

斜面の崩落修復作業中

写真 15



2011（平成23）年10月7日 現地調査

写真 16



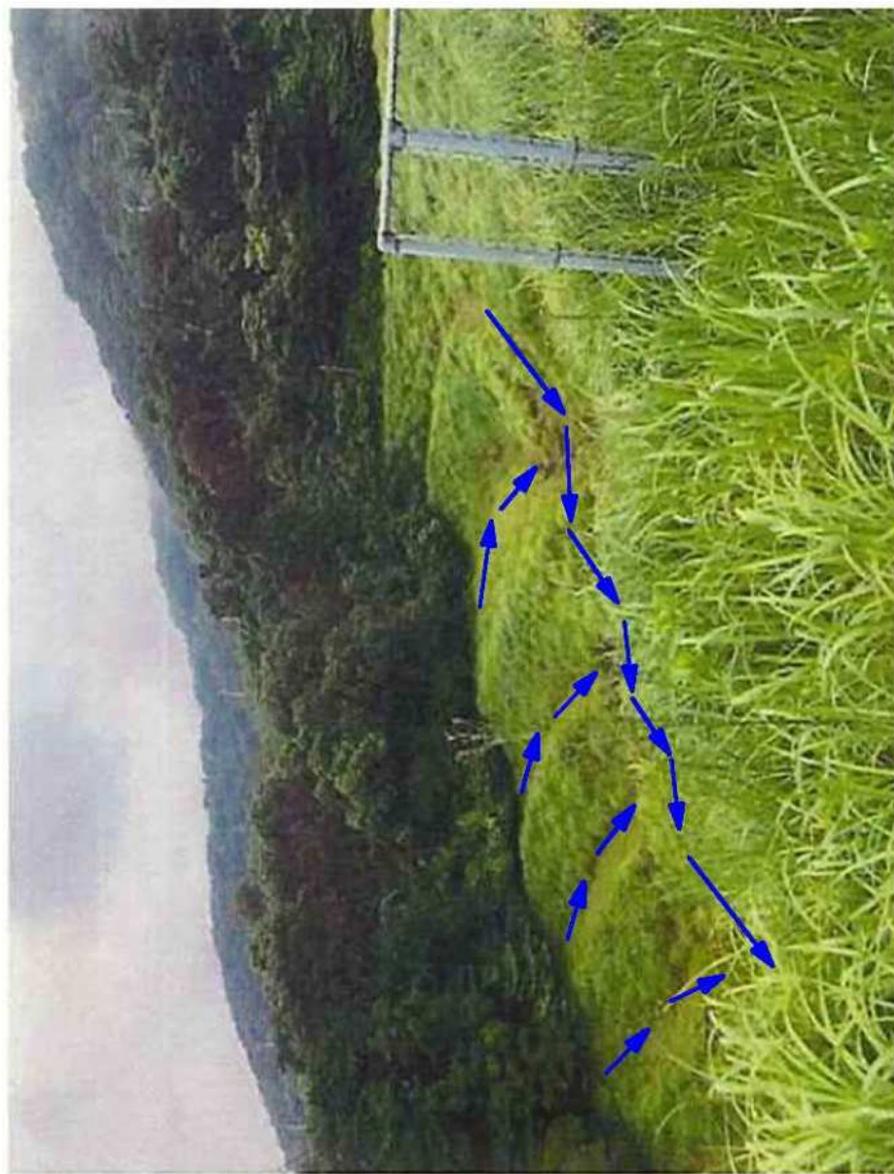
2012(平成24)年5月8日 現地調査

写真 17



2017（平成29）年5月24日 現地調査

# 写真 18



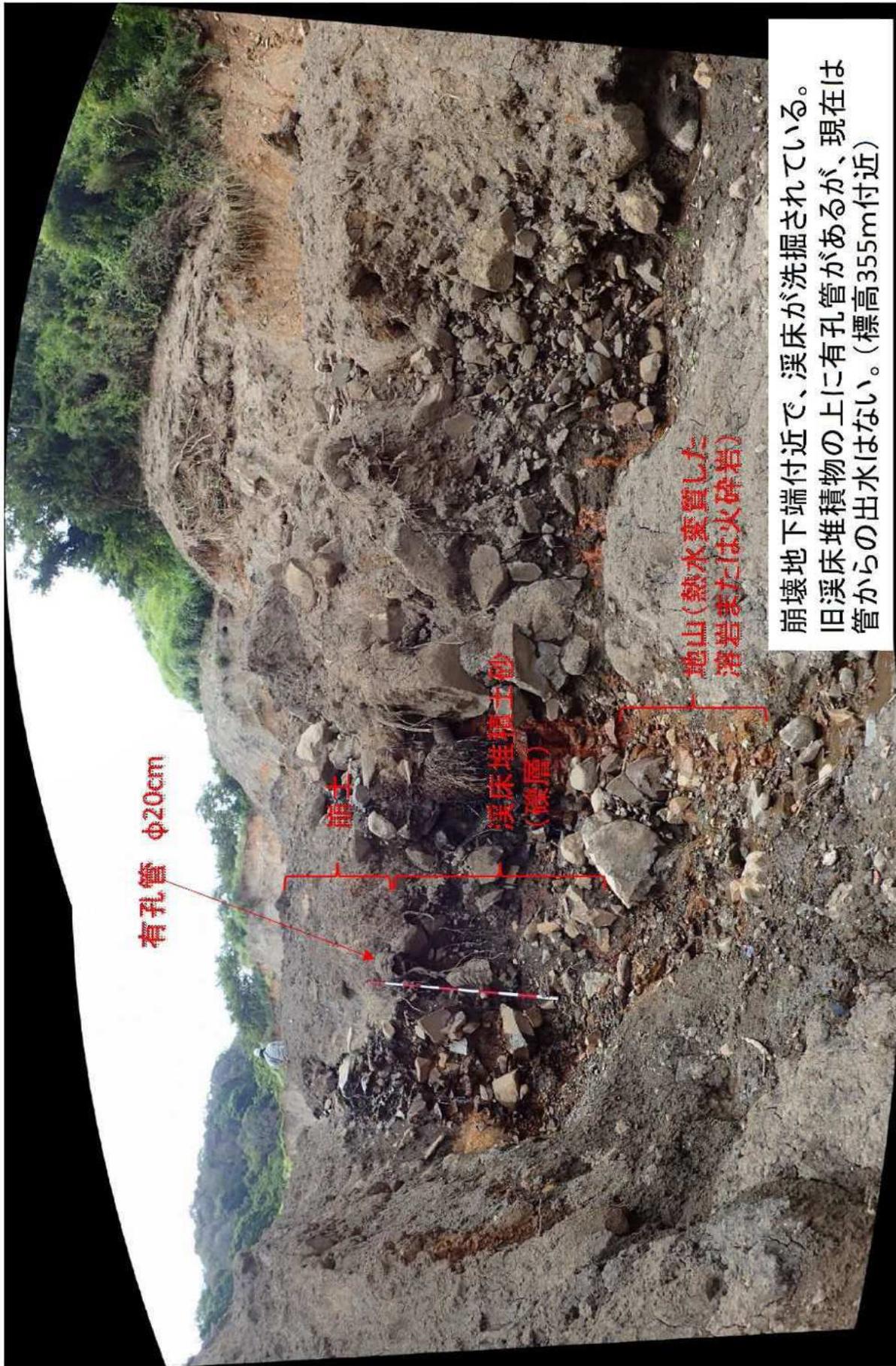
→ 推定される水の流れ

全体としては草が繁茂している。左岸側に水みちがみられる。

2021年6月30日撮影

県東部健康福祉センターによる現地調査

# 写真 19



2021年8月2日撮影 崩壊後の盛土下端部



## イ 事実関係整理表

- ・ 関係者一覧
- ・ 逢初川土石流災害の  
事実関係整理表



## 関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
B社	盛土造成実行行為者（B社の名刺を有する者）
C者	現土地所有者
D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2007. 4. 9～） ※隣地区域の林地開発許可の施工者等
E社 Q氏	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2009. 12. 10～） ※E社Q氏は、B社の名刺を有するが、Q氏がB社支配下にあったかどうか不明。
F社	木くず混じりの土砂の搬入者
G社	土砂の搬出元の一人
H社	赤井谷出入り業者
I社	隣接の宅地造成区域の開発者
J社	前土地所有者へ解体工事費用を貸し付けた者
K社	現土地所有者が経営するグループ会社
L社	現土地所有者が経営する建設部門のグループ会社
T者	不動産業者
U者	現土地所有者の代理人

熱海市逢初川土石流災害の事実関係整理表

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2006.9.21 (県東部農林事務所) 土地改変行為前の状況	逢初川源頭部では、土地改変行為は行われていない。 木や草が繁茂している状態。 <a href="#">【写真1】</a>		
2006.9.21 (所有者) 土地取得	前土地所有者A社が当該地を含む土地を取得。 (約35万坪=A:1,169,780.43㎡)		<a href="#">【参考資料】</a> <a href="#">4頁写真</a>
2006.10.2 (県熱海土木事務所、熱海市) 風致地区内行為許可申請書	前土地所有A社が、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その1)を提出。(面積:9,446㎡ 行為の種類:土地の形質変更、木竹の伐採)	A001	A061002
2007.3.9 (県東部農林事務所、熱海市) 土の採取等計画届出書	前土地所有者A社が県土採取等規制条例に基づく土の採取等計画届出書を提出。 (面積9,446㎡、盛土量36,276㎡、工期:許可日から12ヶ月)	A009 A076 A089	A070309
2007.3.9 (県熱海土木事務所) 土採取等規制条例届出書		A002	
2007.3.23 (熱海市) 風致地区内行為許可申請書	前土地所有者A社が、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その2)を提出。(面積:9,297㎡、行為の種類:土地の形質変更、木竹の伐採)		A070323
2007.4.9 (県東部農林事務所、熱海市) 土の採取等計画届出書 (受理書)	市が県土採取等規制条例に基づく2007.3.9付け土の採取計画届出書を受理。A社に対して受理書を交付。  ※受理に際し「土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置をとること。また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行うこと。」を「附帯条件」とした。	A009 A076 A135	A070409
2007.4.9 (県熱海土木事務所) (受理書)		A003	
2007.4.11 (熱海市) 盛土計画地現地調査	盛土計画地について現地調査。 前土地所有者A社が、七尾本宮線終点付近で、土砂を盛り溢していることを確認。A社からヒアリングを行ったところ、A社は「仮置きである。」と主張。		A070411
2007.4.12 (県熱海土木事務所、熱海市) 風致地区内行為許可書	前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可(その1)(その2)を通知。	A004	A070412-1 A070412-2
2007.4.25 (熱海市) 逢初川現地調査	逢初川を調査したところ、相当の濁りを確認。 県土採取等規制条例届出書の現場責任者D社に立会いを要請し、現場の状況を確認。仮設防災工事の施工を約束。		A070425
2007.4.27 (県東部農林事務所、熱海市) 口頭記録メモによる情報提供	市が県東部農林事務所へ、前土地所有者A社によって森林法第10条の2の許可を得ないで1haを超える開発行為が行われている旨通報。	A005	A070427
2007.5.2 (県東部農林事務所) 事情聴取(口頭記録)	県東部農林事務所がA社に対して事情聴取。	A006	
2007.5.2 (県東部農林事務所) 伐採及び伐採後の造林の届出書	2007.5.22にA社から市に森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書が提出される。(届出地番が①区域と異なる。市受付印なし。)	A007	
2007.5.11 (熱海市) 風致地区内行為許可申請書	前土地所有者A社が市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その3)を提出。 面積:5,065.04㎡ 行為の種類:土石の堆積		A070511
2007.5.22 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反(疑い)に係る現地調査・現地指導を実施。 <a href="#">【写真2】</a>	A008	
2007.5.23 (県東部農林事務所) 市からの資料提供(FAX)	市から県東部農林事務所へA社による林地開発許可違反(疑い)に係る資料が提供される。	A009	
2007.5.25 (県東部農林事務所) 森林法違反行為に係る整理表	A社の林地開発許可違反(疑い)について、事情聴取、現地調査等を踏まえ県東部農林事務所が情報整理。	A010	
2007.5.29 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反(疑い)に係る現地調査・現地指導を実施。	A011	
2007.5.31 (県東部農林事務所) 森林法による文書指導	県東部農林事務所は、前土地所有者A社に対し、当該行為について、林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出等を文書指導。 (森林法10条の2第1項・林地開発許可違反面積 1.2329ha)	A012	
2007.5.31 (県東部農林事務所) 行政資料	A社による林地開発許可違反に係る経緯・対応に係る内部資料。	A013	
2007.6.4 (熱海市) 風致地区内行為許可	前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可(その3)を通知。		A070604

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2007.6.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所・県熱海土木事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A014	
2007.6.7 (県東部農林事務所) FAX送付	県東部農林事務所が2007.6.5現地調査復命書を県森林計画室(現森林保全課)に送付。	A015	
2007.6.7 (県熱海土木事務所) 記録簿	市、県土地対策室、県熱海土木事務所とで、盛土計画について協議。	A016	
2007.6.27 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A017	
2007.7.13 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査を実施。	A018	
2007.8.13 (県東部農林事務所) 現地写真	A社が県東部農林事務所に林地開発許可違反箇所の現地写真を持参。	A019	
2007.9.10 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査を実施。	A020	
2007.10.2 (県東部農林事務所) 求積図(FAX受信)	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る土地の求積関係資料が送付される。	A021	
2007.10.12 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A022	
2007.10.17 (県東部農林事務所) 求積図(郵送)	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る土地の求積関係資料が郵送される。	A023	
2007.10.25 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A024	
2007.11.26 (県東部農林事務所) 電話記録	市から県東部農林事務所へA社の林地開発許可違反に係る情報提供	A025	
2007.11.26 (県森林保全課) 電話記録	2007.11.26市から県東部農林事務所への情報提供について、県森林計画室(現森林保全課)と共有。	A026	
2007.12.14 (県東部農林事務所) 口頭記録	A社から県東部農林事務所に対し、伊豆山地内における林地開発行為の計画について事前相談。	A027	
2007.12.20 (県東部農林事務所) 口頭記録	A社から県東部農林事務所に対し、伊豆山地内における林地開発行為の計画について事前相談。	A028	
2008.1.21 (県熱海土木事務所) 記録簿	A社が、県東部農林事務所、県熱海土木事務所に対し、伊豆山の自社敷地への盛土にあたり、事業説明があった。	A029	
2008.1.24 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A030	
2008.1.24 (県東部農林事務所) FAX送付票	県東部農林事務所がA社に対し、森林計画図をFAXで送付する。	A031	
2008.2.22 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A032	
2008.2.26 (県東部農林事務所) 復旧計画書作成指導	県東部農林事務所は、A社に対し事務連絡(文書)により復旧計画の作成を指導。	A033	
2008.2.26 (県東部農林事務所) 事前相談(口頭記録)	A社から県東部農林事務所に対し、林地開発行為の計画について事前相談。	A034	
2008.2.26 (県森林保全課) 口頭記録	A社から県森林計画室(現森林保全課)に対し、林地開発行為の計画について事前相談。	A035	
2008.3.7 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A036	
2008.3.25 (県東部農林事務所) 口頭記録	A社から、県東部農林事務所に対し、伊豆山赤井谷における林地開発許可違反及び林地開発行為の計画について問合せ。	A037	
2008.4.8 (県東部農林事務所) 電話記録	県東部農林事務所が市に対し、林地開発許可違反に係る他法令の措置状況を確認	A038	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2008.4.9 (県東部農林事務所) FAX受信	県東部農林事務所が市から市の開発許可地に係る図面の提供を受ける。	A039	
2008.4.18 (県東部農林事務所) 電話記録	A社から県東部農林事務所に電話連絡。	A040	
2008.4.22 (県東部農林事務所) 復旧計画書案	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る復旧計画書及び顛末書の案が提出される。	A041	
2008.4.22 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A042	
2008.4.25 (県東部農林事務所) 電話記録	県東部農林事務所がA社に対し、林地開発許可違反に係る復旧計画書の修正を口頭指導。	A043	
2008.4.25 (県東部農林事務所) FAX送付	県東部農林事務所がA社に対し、林地開発許可違反に係る復旧計画書の修正についてFAX送付。	A044	
2008.4.28 (県東部農林事務所) 報告書	A社から県東部農林事務所に対し、林地開発許可違反に係る経緯の報告書が提出される。	A045	
2008.4.28 (県東部農林事務所) 復旧計画書	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る復旧計画書が提出される。	A046	
2008.4.30 (県東部農林事務所) 復旧計画書(受理)	県東部農林事務所が2008.4.28付け復旧計画書を受理。	A047	
2008.7.25 (県東部農林事務所) 復旧工事完了報告書	前土地所有者A社が県東部農林事務所に森林法に基づく復旧工事完了報告書(2008年7月25日付け)を提出。 ・復旧工事完了日：2008年7月10日 ・復旧工事内容：苗木の植栽、種子吹付、(防災工事)	A048	A080728
2008.8.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る復旧工事の完了を現地確認。	A049	
2008.8.7 (県東部農林事務所) 復旧工事完了報告書(受理)	県東部農林事務所が2008.7.25付け復旧工事完了報告書の受理をA社に通知する。	A050	
2008.8.7 (県森林保全課) 復旧工事完了報告書(報告)	林地開発許可違反に係る復旧工事完了報告書の受理について、県東部農林事務所が県森林計画室(現森林保全課)に報告。	A051	
2008.8.7 (熱海市) 復旧工事完了報告書受理報告	県東部農林事務所が、熱海市に対し、前土地所有者A社が作成した上記復旧工事完了報告書を受理した旨を通知。		A080807
2008.8.12 (県東部農林事務所) 打合せ復命書	A社と県市関係課による伊豆山の開発計画に係る打合せ。	A052	
2008.8.22 (県東部農林事務所) 電話記録	県東部農林事務所が市に対し伊豆山赤井谷の残土処分について状況確認。	A053	
2008.12.12 (県防災局) 防災ヘリコプター撮影	防災局ヘリコプターによる撮影。 <b>【写真3】</b>		
2009.1.14 (県東部農林事務所) 電話記録	市から県東部農林事務所に対し伊豆山赤井谷の残土処分について状況報告。	A054	
2009.1.14 (熱海市) 風致地区内行為変更許可申請書	前土地所有者A社が市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為変更許可申請書(その1)を提出。(工期変更) 着手：2008年4月13日 完了予定：2010年4月12日		A090114
2009.1.19 (県東部農林事務所) 電話記録	A社から県東部農林事務所に対し伊豆山赤井谷における残土処分について連絡。	A055	
2009.1.21 (県東部農林事務所、 県熱海土木事務所、 熱海市) 残土処分計画について協議 (打合せ復命書)	前土地所有者A社、県東部農林事務所、県熱海土木事務所及び市が、A社による熱海市伊豆山宇赤井谷における「埋土(盛土)計画」について協議。 ・県東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発許可を要する面積以下であるため法的に言うことはない旨説明。 ・県熱海土木事務所は、逢初川の土砂流出を懸念。万全な防災工事を依頼。 ・市は、当初の届出(ロックフィルダム工法)の施工は困難であると思われるので、防災計画を含め設計の変更を促したい。	A056 A057	A090121
2009.1.23 (熱海市、県熱海土木事務所) 風致地区内行為(変更許可)	前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について変更許可(その1)を通知。	A058	A090123

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2009.2.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、市と県東部健康福祉センター、県東部農林事務所が現地調査。	A059	
2009.2.13 (県東部農林事務所) 事情聴取	伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、市と県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、県東部農林事務所がA社に事情聴取、指導。	A060	
2009.2.27 (県東部農林事務所) 電話記録	伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、市から県東部農林事務所へ測量結果の報告。	A061	
2009.4.21 (県東部農林事務所) 打合せ復命書	県東部農林事務所と市がA社の新規開発に係る対応について打ち合わせを実施。	A062	
2009.4.21 (県東部農林事務所) 打合せ復命書	県東部農林事務所、市、A社が新規開発に係る打ち合わせを実施。	A063	
2009.5.14 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	市と県東部健康福祉センターとの情報交換	A064	
2009.5.29 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	県廃棄物リサイクル課による現地調査	A065	
2009.6.19 (県東部農林事務所) 電話記録	市が東部健康福祉センターと実施したD社への事情聴取の内容について、市から県東部農林事務所への情報提供	A066	
2009.6.24 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	市、県東部農林事務所による伊豆山赤井谷における残土搬入の状況確認。	A067	
2009.7.2 (県東部農林事務所、 県熱海土木事務所、熱海市) 事情聴取(打合せ記録)	県東部農林事務所、県熱海土木事務所及び市が、前土地所有者A社及び盛土造成部実行為者B社に県土採取等規制条例等の変更の書類を提出するよう指導。	A069 A070	A090702
2009.7.2 (県森林保全課) 電話記録	県東部農林事務所から県森林計画室(現森林保全課)に2009.7.2事情聴取の結果を報告。	A068	
2009.7.21 (熱海市、県東部農林事務所) 伐採及び伐採後の造林の届出	前土地所有者A社が市に森林法に基づく伐採届出書を提出 ・面積:0.58ha (伐採期間:未記入、伐採跡地の用途:未記入)	A071	A090721
2009.9.7 (県廃棄物リサイクル課) パトロール実施結果報告書	県廃棄物リサイクル課による現地調査	A072	
2009.10.8 (県熱海土木事務所) 記録簿	県熱海土木事務所は伊豆山の漁師から連絡を受け、伊豆山港のにごりの状況を確認。	A073	
2009.10.9 (県熱海土木事務所) 記録簿	県熱海土木事務所は2009年10月8日の伊豆山港及び逢初川河口部のにごり調査をうけ、上流部を確認。【写真4】	A074	
2009.10.16 (県森林保全課) 現地調査復命書	県森林計画室(現森林保全課)、県東部農林事務所が伊豆山赤井谷の残土処理場の現地調査を実施。	A075	
2009.10.28 (熱海市) 土砂搬入協議日の決定	県熱海土木事務所から市に対し前土地所有者A社の土砂搬入について「相談に乗るので打合せをしないか」との提案。協議日を11月4日に決定。		A091028
2009.11.4 (県東部農林事務所、 県熱海土木事務所、熱海市) 協議(打合せ記録)	県熱海土木事務所、県東部農林事務所及び市がA社による伊豆山赤井谷における土採取等行為について協議。【写真5-(1)、5-(2)】	A076 A077	A091104
2009.11.6 (県森林保全課) 電話記録	県東部農林事務所が県森林計画室(現森林保全課)に2009.11.4打合せの内容を報告。	A078	
2009.11.6 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A079	
2009.11.6 (県東部健康福祉センター、 熱海市) 口頭記録	市と県東部健康福祉センターとの協議	A080	
2009.11.12 (県土地対策室) 復命書	市からの要望により、開発許可等で未完了のまま放置されている事案、土採取で施工不良により泥水が発生している事案について現地調査を実施。	A081	
2009.11.13 (県東部農林事務所) 事情聴取(口頭記録)	伊豆山赤井谷における残土処理について市が実施した盛B社への事情聴取に県東部農林事務所が立会。	A082	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2009.11.13 (熱海市、県東部農林事務所、 県熱海土木事務所) 土採取等規制条例文書指導	前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に基づく文書指導を実施(文書発出)。 ①工期及び工法について変更の手続きを行うこと。 ②附帯条件に付した、災害を防止するための必要な措置をとること。 ③土採取行為面積を確定すること。	A083 A089	A091113
2009.11.13 (熱海市、県東部農林事務所、 県熱海土木事務所) 伐採及び伐採後の造林の届出に係る 文書指導	前土地所有者A社に対し、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林届出書(2009年7月21日受付)の補正又は再提出を文書にて要請(文書発出)。	A084 A089	A091113-1 A091113-2
2009.11.17 (県森林保全課) 電話口頭記録	県東部農林事務所から県森林計画室(現森林保全課)に対し、2009.11.13打合せの内容を報告。	A085	
2009.11.17 (熱海市) 会社訪問、指導	前土地所有者A社を訪問。11月13日の指導事項すなわち、工期及び工法についての変更の手続きを11月30日までにを行うこと、災害防災上の措置を取ること、土地採取行為面積を確定することを指導。		A091117
2009.11.18 (県熱海土木事務所、 県東部農林事務所) 市内部報告	市の内部報告。 A社の開発に係る状況報告。	A086 A089	
2009.11.26 (県廃棄物リサイクル課(県東部健康福祉センター)) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A087	
2009.11.30 (県東部農林事務所) 口頭記録	市から県東部農林事務所にA社に関する情報提供。	A088	
2009.12.1 (県熱海土木事務所、 県東部農林事務所、熱海市) 会議記録	県熱海土木事務所、県東部農林事務所及び市がA社による伊豆山赤井谷における土採取等行為について協議。 前土地所有者A社が11月に市に提出した求積図(1ha超)を県熱海土木事務所及び県東部農林事務所とも共有。	A089	A091201-1 A091201-2 A091201-3
2009.12.3 (県森林保全課) 口頭記録	県東部農林事務所から県森林計画室(現森林保全課)に伊豆山赤井谷の残土処理における市の指導状況について報告。	A090	
2009.12.9 (県東部農林事務所) 土の採取等変更届出書	A社から土の採取等変更届出書が市に提出される。	A135	
2009.12.10 (熱海市、県東部農林事務所) 土の採取等変更届(受理)	前土地所有者A社が市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第1回)を提出。市がA社の変更届を受理。 変更内容は以下の通り。 ①工法: ロックフィル→土堰堤 ②面積: 9,446㎡→9,695.89㎡ ③工期: 2007年4月9日～2008年4月8日 →2007年4月9日～2010年4月8日 ④現場責任者: D社→E社	A135	A091210
2009.12.14 (県森林保全課) 口頭記録	県森林計画室(現森林保全課)が県東部農林事務所に伊豆山赤井谷の残土処理の状況を聞き取り	A091	
2009.12.18 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A092	
2010.1.5 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	県東部健康福祉センターと市の協議	A093	
2010.3.11 (熱海市) 工期延長の申し出	現場責任者E社が市に工期の延長(6月末)を申し出る。 ・沈砂池の緑化は来月予定している。		A100311
2010.3.23 (県東部農林事務所) 土の採取等変更届出書、 変更届出書受理	前土地所有者A社が市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第2回)を提出。(工期変更) 工期: 2007年4月9日～2010年4月8日 →2007年4月9日～2010年7月8日  県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第2回)受理。	A094 A135	A100323
2010.4.13 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	県廃棄物リサイクル課による現地調査	A095	
2010.6.11 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターから市への電話聴取	A096	
2010.6.14 (県廃棄物リサイクル課) A社等処理方針打合せ	県東部健康福祉センターと県廃棄物リサイクル課での打合せ	A097	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2010.7.1 (県東部農林事務所) 事情聴取	伊豆山赤井谷における残土処分及びコンクリートガラ撤去について、県・市関係課がD社に事情聴取。	A098	
2010.7.1 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物処理施設等監視指導状況 報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A099	
2010.7.1 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	市からの情報提供	A100	
2010.7.6 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A101	
2010.7.9 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターから市への問合せ	A102	
2010.7.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A103	
2010.7.20 (県森林保全課) 口頭記録	伊豆山赤井谷における残土処分の現状について、県東部農林事務所から県森林計画課(現森林保全課)に情報提供。	A104	
2010.7.26 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A105	
2010.8.20 (熱海市) A社との協議文発出	市が前土地所有者A社に工事の今後の予定について協議を行いたい旨の協議依頼文を発出。		A100820
2010.8.30 (熱海市) 現地調査	現地調査。崩れた土砂の整形作業を確認。 【写真6-(1)】		
2010.8.31 (県東部健康福祉センター、 熱海市) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターと市が現地調査。 盛土の土砂に木くずの混入を確認。 【写真6-(2)、6-(3)、6-(4)】	A106	A100831
2010.9.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書、事実申立書	B社(E社)からの事実申立書	A107	
2010.9.3 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A108	
2010.9.3 (県廃棄物リサイクル課) 口頭記録	神奈川県からの情報提供	A109	
2010.9.9 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書、 立入検査指導票	県東部健康福祉センターと市によるA社からの聴取結果	A110	
2010.9.9 (県廃棄物リサイクル課(神奈川 県))メール	神奈川県からの情報提供	A111	
2010.9.9 (県廃棄物リサイクル課、県東部健 康福祉センター、熱海市) A社訪問、協議	県廃棄物リサイクル課、県東部健康保険センター及び市が、 前土地所有者A社本社を訪問し、A社による土採取等行為ほ かに関し、A社と協議。 木くずが混入している件については、県東部健康福祉セン ターが撤去を指導。		A100909
2010.9.16 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 打合せ	県廃棄物リサイクル課と県東部健康福祉センターの打合せ	A112	
2010.9.17 (熱海市、県東部農林事務所) 土採取等規制条例文書指導	市が前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に係る要 請文書を発出。 ・土砂の搬入をしないこと。 ・完了届を提出して検査を受けること。	A135	A100917
2010.9.24 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A113	
2010.9.29 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターがA社からの電話連絡	A114	
2010.10.7 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 【写真7】	A115	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2010.10.8 (県東部健康福祉センター、熱海市) 要請文書発出	県東部健康福祉センターと市が協議を実施。市から前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に係る要請文書を発出。 「要請を無視して残土の搬入が行われており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、即刻土砂の搬入中止を要請します。		A101008-1 A101008-2
2010.10.8 (県東部農林事務所) 土採取等規制条例文書指導	市がA社に対し県土採取等規制条例に基づく文書指導を実施。	A135	
2010.10.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A116	
2010.10.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A117	
2010.10.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 重機オペレーターからの聴取結果	A118	
2010.10.13 (熱海市) 現地調査	現地調査。 調圧槽の手前に大量の土砂を確認。 <a href="#">【写真8】</a>		
2010.10.15 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A119	
2010.10.18 (県廃棄物リサイクル課(県東部健康福祉センター)) メール	神奈川県との合同立入の予定連絡	A120	
2010.10.19 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A121	
2010.10.19 (熱海市) D社との協議	現場責任者D社と協議。土砂の搬入は暫く中止するよう要請。成形を急ぐよう口頭指導。 ⇒D社からは明日木くずの撤去を行うと回答を得る。		A101019
2010.10.20 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物等に係る検査(依頼)	現場進入路に置かれたがれきの収去検査	A122	
2010.10.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A123	
2010.10.25 (県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、神奈川県) G社への立入検査	県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、神奈川県3課の職員合同による、G社への立入調査	A124	
2010.10.26 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A125	
2010.10.26 (県廃棄物リサイクル課(神奈川県)) メール	神奈川県からの合同立入後の連絡。 神奈川県からのG社に関する情報提供。	A126 A127	
2010.11.1 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A128	
2010.11.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査。 現場進入路に置かれたがれきの石綿含有検査。 ・結果⇒含有なし <a href="#">【写真9】</a>	A129 A130	
2010.11.4 (熱海市) A社と協議	前土地所有者A社と市が協議。 工期及び工法変更の手続きをするよう再度指導。		A101104
2010.11.5 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査。 県東部健康福祉センターと市の打合せ。	A131 A132	
2010.11.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A133	
2010.11.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターがH社へ訪問	A134	
2010.11.10 (県東部農林事務所、県熱海土木事務所、県東部健康福祉センター、熱海市) 対策会議(記録)	伊豆山の土採取事業に係る県・市関係機関打合せ会議が開催される。	A135 A136	A101110

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2010.11.10 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A137	
2010.11.11 (県森林保全課) 口頭記録	県東部農林事務所が2010.11.10関係機関打合せ会議の内容を 県森林計画課(現森林保全課)に情報提供。	A138	
2010.11.11 (県東部健康福祉センター) 復命書	県東部健康福祉センター等による打合せ	A139	
2010.11.15 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センターへの情報提供	A140	
2010.11.17 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A141	
2010.11.18 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センター宛の情報提供	A142	
2010.11.19 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書 立入検査指導票	県東部健康福祉センターによる現地調査	A143	
2010.11.24 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターによる現地調査	A144	
2010.11.30 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物施設等 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A145	
2010.12.10 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A146	
2010.12.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A147	
2010.12.21 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A148	
2011.1.7 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A149	
2011.1.14 (県東部農林事務所) 口頭記録	一般からA社が保有する土地に係る開発規制について照会。	A150	
2011.1.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A151	
2011.1.14 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センターへの問合せ	A152	
2011.1.21 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 打合せ(記録)	県東部健康福祉センターと県廃棄物リサイクル課の打合せ ・A社等処理方針打合せ	A153 A154	
2011.2.7 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターから市への問合せ	A155	
2011.2.21 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A156	
2011.2.25 (熱海市) 登記情報	前土地所有者A社から現土地所有者C者へ土地所有者が変更		登記情報
2011.3.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A157	
2011.3.2 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物に係る検査(依頼)	逢初川下流の水質検査実施	A158	写真5
2011.3.4 (県森林計画課、 県東部農林事務所、熱海市) 現地調査復命書	県森林計画課(現森林保全課)、県東部農林事務所、市が伊豆 山赤井谷の残土処分場の現地調査を実施。 <a href="#">【写真10】</a>	A159	A110304

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2011.3.8 (県廃棄物リサイクル課) A社等処理方針打合せ	県東部健康福祉センターとの打合せ	A160	
2011.3.10 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A161	
2011.3.10 (県東部健康福祉センター) 起案	A社、D社、J社、T社、F社等に対する18条報告を起案	A162	
2011.3.15 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A163	
2011.3.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書 登記簿謄本	県東部健康福祉センターによる現地調査	A164	
2011.3.16 (熱海市) 水質検査結果報告	県東部健康福祉センターが市に逢初川河川水の水質検査結果(計量証明書)について通知。 (2011年3月2日に水質検査を実施したもの)		A110316
2011.3.17 (県土地対策課、 県東部農林事務所、熱海市) 会議(記録)	伊豆山赤井谷の不適切な開発行為及び土の採取等への対応方法について、県・市関係機関が打合せ会議を開催。 ・県土地対策課より、県土採取等規制条例は、届出という性格上指導力は弱い。 ・できれば他の法令等と同時に行うことが効果的。 ・しかしながら、現状他の法令は廃掃法しかない。	A165 A166	A110317
2011.3.25 (熱海市) 報告要求書発出	市は、県土地対策課及び県森林計画課と協議の上、前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に基づく再要請並びに県風致地区条例に基づく報告要求書を発出し、今後の対応につき協議を行うよう要請。		A110325-1 A110325-2
2011.3.25 (県熱海土木事務所、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市からの情報提供	A167 A168	
2011.3.31 (県東部健康福祉センター) 回答受領	D社社員の18条報告の回答を受領	A169 A170	
2011.4.11 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書、覚書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A171	
2011.4.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A172	
2011.4.27 (熱海市) 土採取の文書報告(発出)	市は、前土地所有者A社に、県土採取等規制条例に基づき、下記事項につき、文書による報告を求める文書発出し、「報告書の提出がされるまでの間については、届出箇所内での土砂の搬入等の行為を中止」するよう要請。 1. 土採取等事業の現況 (搬入した土量、搬入元、実施時期等の記載) 2. 現況に至った経緯 3. 今後行う具体的な安全対策と実施日程		A110427
2011.4.28 (県熱海土木事務所) 電話口頭記録簿	県熱海土木事務所が県東部農林事務所に森林法での規制の可否について協議。 また、県熱海土木事務所は市建設課に連絡。 市は、A社及び施工業者に静岡県土採取等規制条例第13条に係る文書を2011年4月28日付け発出。	A173	
2011.5.9 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A174	
2011.5.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A175	
2011.5.18 (県熱海土木事務所) 電話口頭記録簿	2011.5.19の会議に先立ち、市に対し、県熱海土木事務所が会議内容について事前確認。	A176	
2011.5.19 (県東部健康福祉センター、 県熱海土木事務所、熱海市) 打合せ(記録)	前土地所有者A社、現土地所有者の代理人K者、不動産業者F者、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所及び市関係各課が協議。 前土地所有者A社及びK者等に対し、5月31日を期限として、再度県土採取等規制条例に基づく報告書の提出を要請。 期日内の報告が得られない場合、県土地対策課と相談しながら行政処分を行うことを検討。	A177	A110519
2011.5.19 (県東部健康福祉センター) 起案	A社への18条報告再発出。	A178	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2011.5.19 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	A社、D社、J社、T社、F社等に対する18条報告を起案 (後日受け取った回答の写しが参考資料として添付。)	A179	
2011.5.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A180	
2011.5.30 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A181	
2011.6.2 (熱海市) 協議	上記期限(5月31日)までに、前土地所有者A社及びA社関係者のいずれからも回答がなかったため、市は、県と協議の上、県土採取等規制条例6条に基づくA社に対する措置命令の発出を視野に入れた対応を行うことを決定。		A110602
2011.6.10 (熱海市) 県への相談	市が県土地対策課に県土採取等規制条例第6条に基づく措置命令の発出に係る行政処分の手法について相談。		A110610
2011.6.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A182	
2011.6.20 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 18条報告書、事前申立書	A社、D社等から18条報告の回答と併せて、事実申立書を徴し、指導を行った。	A183 A184 A185	
2011.6.20 (熱海市) 変更届	県土採取等規制条例に基づく変更届の提出期限は7月8日までである旨口頭指導した。		A110620
2011.6.24 (熱海市) 変更届申請通知発出	前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に基づく変更届の提出を要請する旨の通知を発出。		A110624
2011.6.27 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A186	
2011.6.29 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A187	
2011.7.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A188	
2011.7.11 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A189	
2011.7.11 (熱海市、県公園緑地課) 是正(改善)命令	県公園緑地課から市に電話連絡。 ・是正(改善)命令は妥当であると思われる。 ・再度相手呼び出し、監督処分すると通告した方が良い。		A110711-1
2011.7.11 (熱海市) A社、D社との協議	前土地所有者A社及びD社と市が協議。		A110711-2
2011.7.12 (熱海市) 現地立会い	前土地所有者A社、D社、不動産業者F者及び市が現地立会いを行い、A社において下記対策を実施することを確認した。 ①沈砂池対策 ②土砂流出防止対策及び排水対策 ③法面崩壊対策		A110712-1 A110712-2 A110712-3
2011.7.12 (熱海市) 土採取の変更届提出	前土地所有者A社が市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第3回)を提出。 ①工期変更:2010年4月8日~2010年7月8日 →2011年7月13日~2011年8月15日 ②責任者 E社→A社		A110712-4
2011.7.13 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センターへの情報提供	A190	
2011.7.13 (熱海市) 防災工事開始	現場責任者D社が県土採取等規制条例に基づく防災工事を開始。(職員が重機を確認) <a href="#">【写真11】</a>		A110713-1 A110713-2
2011.7.19 (熱海市) 土採取の変更届受理	2011年7月12日の県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第3回)を受理。		A110719
2011.7.21 (熱海市) 風致地区内行為指示書再発送	市が、前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく報告を再度求める指示書を発送。		A110721
2011.8.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A191	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2011.8.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A192	
2011.8.18 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A193	
2011.8.30 (熱海市) 工事写真帳提出	D社が市に法面整形工事写真帳(防災工事の完了写真)を提出 <a href="#">【写真12】</a>		
2011.8.30 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 <a href="#">【写真13】</a>	A194	
2011.9.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A195	
2011.9.16 (熱海市) 現地確認	現土地所有者C者、D社、不動産業者F者及び市が現場確認。		A110916
2011.10.4 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 <a href="#">【写真14】</a>	A196	
2011.10.4 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	A社の聞取りを行い、事実申立書を徴した。	A197	
2011.10.7 (熱海市) 法面整形	D社が重機を搬入し、法面整形(転圧)を実施。 <a href="#">【写真15】</a>		
2011.10.19 (熱海市) 協議依頼	市が、前土地所有者A社に対し、A社が熱海市内で実施している赤井谷地区を含む開発事業に関し、今後の対応についての協議を文書で依頼。		A111019
2011.10.24 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A198	
2011.11.18 (熱海市) 土地所有者との協議	市が、現土地所有者C者、現土地所有者の代理人K者らと協議し、工期を2012年1月末、熱海市において、赤井谷地区出入口への門扉設置等を行うとともに、現所有者らの行う事業内容を①事業地北側法面の整地、②排水工の幅の拡大、③事業箇所全体の緑化等とすることを確認。		A111118
2011.12.13 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	県東部健康福祉センターによるD社からの聴取	A199	
2011.12.14 (県東部健康福祉センター、熱海市) K者からの聴取 (監視指導状況報告書)	現土地所有者C者の代理人K者は、熱海市に対し「A社はあてにならないことがよくわかった。今後の工事について、現土地所有者は、現土地所有者において行ってもよいと言っている。しかし、現土地所有者が工事を行う場合、A社の責任の所在を明らかにするとともに、県や市からの所有者に対する指示として対応して欲しいと考えている。」旨発言。	A200	A111214
2011.12.22 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A201	
2012.1.31 (熱海市) 工事完了報告	門扉設置工事が完了。		A120131
2012.2.3 (熱海市) 工事完了指導	現土地所有者C者が市に対し、2012年6月を目途に安全対策工事を完了する旨を約束。		A120203
2012.2.7 (熱海市) 安全対策工事依頼	市は、現土地所有者C者に対し、C者において安全対策工事を施工するよう要請する文書をCの代理人K者を通じて送付(2月8日K者に手交)。その際、K者は、現土地所有者が、現在沈砂池となっている箇所へコンクリートで構造物を造る等の計画を有していると発言。		A120207
2012.4.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が伊豆山赤井谷の残土処分場について現地調査を実施。	A202	
2012.4.6 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A203	
2012.5.8 (熱海市) 本地域の雨	2012年4月30日から5月3日にかけて伊豆地方は大雨となり、降り始めからの総雨量が網代観測所で279.5ミリであったが、赤井谷地区に大きな崩落はなく、法面小段に緑化が見られた。 <a href="#">【写真16】</a>		
2012.5.22 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A204	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2012.5.23 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 口頭記録	D社社員からの聞き取り調査。	A205 A206	
2012.7.5 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A207	
2012.8.24 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A208	
2012.9.19 (熱海市) 電話連絡	現土地所有者の代理人K者から電話連絡。 C者は、「防災工事をしなくてはならないと思っている」との発言あり。		A120919
2012.9.27 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A209	
2012.10.19 (県東部健康福祉センター、 熱海市) 関係先訪問、協議実施	県東部健康福祉センター及び市が現土地所有者C者の関係先を訪問し、C者及び現土地所有者の代理人K者らと協議。 C者は2012年6月までに完了する予定であった「安全対策工事を同年11月に再開したい」と発言し、その計画書を県及び市に提出すると言明。	A210	A121019
2013.1.9 (県東部健康福祉センター) C者からの文書	C者からの提出書面 「熱海市伊豆山字赤井谷地内産廃処理について」通知	A211	
2013.1.11 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	郵送で不達だったため、改めてD社社員に対し18条報告通知書を手交	A212	
2013.4.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A213	
2013.5.23 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A214	
2014.8.1 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	D社が県東部健康福祉センター来庁	A215	
2014.9.17 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A216	
2014.10.15 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A217	
2015.2.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A218	
2015.4.16 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	記者から県東部健康福祉センターへの取材	A219	
2015.4.21 (県廃棄物リサイクル課) 面談記録	県東部健康福祉センターに記者が来所した。	A220	
2015.5.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A221	
2015.5.14 (県廃棄物リサイクル課) 電話口頭記録	熱海警察署から取材に関する電話があった。	A222	
2015.5.29 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	熱海警察署員が県東部健康福祉センターに来庁	A223	
2015.6.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A224	
2015.6.30 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	熱海警察署員が県東部健康福祉センターに来庁	A225	
2015.7.5 (県東部健康福祉センター) パトロール業務日誌	委託民間業者による現地調査	A226	
2015.7.6 (県廃棄物リサイクル課、 熱海警察署) D社社員からの聴取結果	熱海警察署がD社社員から聴取した内容についての情報提供	A227	
2015.7.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A228	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2015.9.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A229	
2016.1.7 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A230	
2016.2.15 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	D社社員から県東部健康福祉センターへの電話連絡	A231	
2016.4.19 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A232	
2016.6.12 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A233	
2016.6.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A234	
2016.7.9 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A235	
2016.8.15 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A236	
2016.9.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A237	
2016.10.25 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A238	
2016.11.7 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A239	
2016.11.29 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 市作成 「A社関連経過及び問題点」 (平成28年3月9日)	市から県東部健康福祉センター宛の情報提供	A240	A161129
2016.12.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A241	
2016.12.26 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A242	
2017.1.10 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A243	
2017.1.10 (県東部農林事務所、熱海市) 現地調査、伐採指導	市と県東部農林事務所が現地調査。 事業者N社が届出に記載した伐採期間前に着手していたことを 現地にて確認したため、市が伐採の中止を指導。 (森林法10条の9第3項)		
2017.1.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A244	
2017.2.21 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A245	
2017.3.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A246	
2017.5.9 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A247	
2017.5.24 (熱海市) 現地調査	現地調査、異常なし。 <a href="#">【写真17】</a>		
2017.6.5 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A248	
2017.8.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A249	
2017.8.3 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A250	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2017.10.2 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A251	
2017.12.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A252	
2018.1.4 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A253	
2018.2.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A254	
2018.4.11 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A255	
2018.6.3 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A256	
2018.7.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A257	
2018.8.9 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A258	
2018.10.29 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A259	
2018.12.8 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A260	
2019.1.28 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A261	
2019.2.9 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A262	
2019.6.2 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A263	
2019.6.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A264	
2019.8.4 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A265	
2019.10.5 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A266	
2019.12.1 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A267	
2019.12.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A268	
2020.2.2 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A269	
2020.3.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A270	
2020.4.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A271	
2020.5.18 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A272	
2020.6.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A273	
2020.8.1 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A274	
2020.10.4 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A275	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2020.11.27 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A276	
2020.12.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A277	
2021.2.3 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A278	
2021.2.7 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A279	
2021.4.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A280	
2021.6.30 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 <a href="#">【写真18】</a>	A281	
2021.7.3 (熱海市伊豆山) 発災	逢初川土石流災害発災		
2021.8.2 (県熱海土木事務所) 崩落後の現場	崩落後の盛土下端部 <a href="#">【写真19】</a>		

※本表は、県及び市において、逢初川土石流災害に関する公表文書である。

※県の「公表ファイル番号」及び市の「引用文書」欄に書かれた番号は、公表文書番号である。

なお、公表文書については、県及び市のホームページに掲載されているため、ここでは添付しない。

## ウ 関係者ヒアリング結果の 概要

- ・ ヒアリング結果（概要）



## ヒアリング結果（概要）

### 1 ヒアリングの実施

- (1) 実施期間  
令和3年11月15日～11月19日（5日間）
- (2) 実施者  
難波副知事、法務文書課（計4名）
- (3) 対象者  
OB職員を含む39名
- (4) 聴取内容  
公表した資料で判明できなかった点など

### 2 ヒアリングの結果

- (1) 当初計画（土の採取等計画届出）から林地開発許可違反等に対する期間（2007年3月9日～2008年8月7日までの期間）

#### <事業者の行為>

・ A社は、2007年3月9日付けで土採取条例に基づく土の採取等計画届出書を市に提出し、同21日付けで県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書を市に提出し、市から附帯条件付きの4月9日付け受理書及び条件付きの4月12日付け許可書の交付を受け、本件土地の改変行為に着手した。着手直後から、森林法の林地開発許可違反が発生した。これに対し県は森林の復旧を指示した。

#### ① 森林部局（東部農林事務所、県建設部森林計画室）

- ・ 組織の対応について、「当時の処理は落ち度なく対応できたと思う。盛土そのものは存在していなかった。」との証言があった。業者に対しては、「現地確認を行った際、目前で廃棄物を処分しようとしたことがあり、それを止めたことがあった。小規模な伐採をしていた記憶がある。」との証言もあった。
- ・ 危険の予見については、「現場は見たことがあるが、危険性は感じなかった。今回の崩落にとっても驚いている。」との証言があった。

#### ② 土木部局（熱海土木事務所、県建設部土地対策室）

- ・ 当時、現場を下流から歩いた職員からは、「崩落の危険性は感じなかった。」との証言があった。
- ・ 業者に対して、「A社代表が大きな声を出すなど、職員への影響があったと思う。」との感触を持つ職員がいた。

- (2) 土の採取等計画の変更計画と異なる高さの盛土の造成に対する期間（土地所有者の変更まで）（2008年8月8日～2011年2月25日までの期間）

## <事業者の行為>

- ・2008年8月12日、A社は残土処理場としての利用計画を県、市に説明したが、これは開発行為が1haを超える場合は、林地開発許可が必要となるため、逢初川源頭部を1ha未満で残土処理場として利用することに計画変更したものと推定される。
- ・当初の届出の土採取等計画では、盛土下端には大規模ロックフィル堤体を設置する計画となっていたが、ロックフィル堤体を設置せず、林地開発違反の是正のため設置した小規模の転石積土留及び丸太土留柵をそのまま利用して残土を上部に搬入した。
- ・2009年7月20日、A社は、0.58haで森林法の伐採届を市に提出し、その後、同年12月9日、「土の採取等変更届書」(第1回)(盛土量36,640 m<sup>3</sup>、工期を2010年4月8日まで延長、工法をロックフィルから土堰堤に変更)を提出した。  
(注:この変更届出書の内容は実際の現場とは大きく異なった虚偽申請の疑いのあるものだったことが、2021年9月に判明した。)
- ・A社は、「土の採取等変更届出書」(第2回)の工期(2010年7月8日まで)を過ぎても完了届を提出せず、工事中止と完了届の提出を求めた市の要請を無視して残土の搬入を続けた。
- ・2010年8月、市から県へ、現場に木くずが埋まっているとの情報提供があり、現地調査において、木くずの混入を確認したため、東部健康福祉センターが指導を行った。その後も、複数関係者により残土や廃棄物(木くず)が搬入された。
- ・盛土は365~400mまでの間、及び道路を挟んでその上部にまで盛土がされており、総盛土量は7万m<sup>3</sup>以上と推定される。盛土は、転圧されず、ゆるい状態であり、地中及び表面の有効な排水設備がないことなどから、盛土の崩落が何度も発生していた。
- ・このような状態にあるにもかかわらず、2010年11月4日、A社とD社は市を訪問し、もっと土砂を入れたいと申し立てたが、市は認めないこととした。

### ① 森林部局(東部農林事務所、県建設部森林計画室)

- ・A社に対しては、「今後、森林法違反にならないよう何度も釘をさした。」との証言があった。また、市から改変面積が1haを超えている可能性について、問われたものの、「事業者が1ha未満での行為を明言していること、1haを超える事案であるか否か微妙な案件は多数あり、基本的には測量は事業者又は市が実施するものであり、県自らが測量を実施して面積を確定することは行っていない。」との証言もあった。
- ・さらには、「1ha未満の開発は所管外で市の範疇との認識であった。」「求積図は復旧面積を含めたものであった。」との証言もあった。
- ・また、「当時は市が中心となって対応するというスタンスであり、市からは、これは林地開発であり、県が対応すべきではないのかといった発言は一度もなかった。」との証言もあった。
- ・情報共有については、「重要案件と考えず、また、危険との報告がなかったこともあり、本庁部長等に報告する案件ではなかった。」との証言があった。
- ・危険の予見については、「現場は荒れていた、雨が降れば、にごり水や小崩落はあると思った。」との証言があった。森林計画室も「現場が危険であると聞いていなかった。」との認識であった。
- ・A社に対しては、「事務所全体として信用してはいけない。」「代表が常に高圧的で怒

鳴っている。」「指導に従う意思はなかった。」などの印象を持っていた職員が多数、存在した。

## ② 土木部局（熱海土木事務所、県交通基盤部土地対策課）

- ・2010年11月10日に開催された会議について、「熱海市からの相談を受けて開催、土木事務所は河川管理担当として会議出席していた。盛土は担当外であった。」「『行政代執行』とあるのは、行政代執行を見据えて対応していくということ、ただ、もし、行政代執行となった場合には、多額の費用がかかることは共有されていた。」との証言があった。
- ・情報共有については、「歴代の所長に経緯を説明した。2009年と2010年には熱海土木事務所管内全体の視察の一部として本庁局長を、2011年には本庁部長を現場に案内した。」と証言がある一方、「事務所としては、本件は事務所の中では重要案件ではなかった。」「重要案件という認識であれば本庁部長に報告していたが、この案件はさほど重要でないと考えたと思う。」などの証言が多数であった。
- ・危険の予見については、「盛土全体の崩落を想像することはなかった。」「にぎり水の発生は覚えているが、まさかこれほどの大崩落が起こるとは考えもしなかった。」との認識であった。
- ・A社の印象として、「つきあいたくない相手」、「元々、残土処理が目的、宅地開発は時間稼ぎとの認識」という証言があった。

## ③ 廃棄物部局（東部健康福祉センター、県くらし・環境部廃棄物リサイクル課）

- ・「(2010年度)当時、代執行案件が2件あり、それらに比べてこの件を重要視していなかった。」との証言があった。組織内の情報共有については、「センター内部長までの報告は行ったが、センター長までは報告していない。」という証言があった。
- ・盛土について、「地面がグズグズしていたので、流れるのではないかと思っていた。その後、大雨で崩れたが、種子吹きつけを行っていたので、それなりの対策をしていると認識していた。」との証言があった。
- ・関わりのあった業者全体について、「お互いが『自分は責任者ではない。』と主張し、事務所としても現場責任者を的確に把握できなかった。」との証言があった。

## (3) 土地所有者が変更となった以降の期間（2011年2月25日以降）

### <事業者の行為>

- ・A社が所有していた本件盛土の現場を含む一体の土地の所有権が2011年2月25日、C者に移転された。
- ・A社による土採取等変更届による工期は2010年7月8日までだが、出来形に関する是正、廃棄物処理法に基づく指導が行われているうちに中断、放置され、沈砂地は設置されているものの、盛土面の植栽・緑化や排水の不備により、法面からの土砂流出が生じている。
- ・2011年6月、市は、A社に対して措置命令を行う旨の決定をしたが、措置命令は執行されなかった。

- ・ C者から東部健康福祉センター所長宛てに、A社が投棄した廃棄物の撤去作業の放置及び逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事の放置につき、善意をもって解決する覚悟であるとする書面が提出された。この中で、伊豆山漁港及び逢初川下流水域への土砂崩壊による二次災害防止の安全対策工事を施工する旨記載されている（2013年1月9日付け）。
- ・ 本件現場の防災工事に関わったというD社のO氏が東部健康福祉センターに来所し、現場の危険性を伝えて、県庁の砂防課にも同様の電話をしたなどの情報提供があった（2014年8月1日）。また、その後、同氏は、「いつか崩落するおそれがある」などと同所に電話した（2016年2月15日）。

① 森林部局（東部農林事務所、県交通基盤部森林計画課）

- ・ 2011年3月の会議については、「1haギリギリの申請は頻繁にある事案で、まずは市が対応することとなる。本件については、正確な面積が分っていなかった。」「この会議で『市の対応が基本』となった、その後、市から情報をもらったという認識はなく、把握していなかった。」との証言があった。また、『市の対応が基本』との結論は、県と市がお互いに了解していた。県と市は綿密に連絡を取りながら対応しており、県が一方的に拒む姿勢を見せたことはなかった。」との証言もあった。
- ・ 現場に行った職員からは、「定期的に現場に行ったが、このような大災害が起こるとは思っていなかった。」「当時、伊豆山地区の危険性については認識がなかった。」との証言があった。

② 土木部局（熱海土木事務所、県交通基盤部土地対策課）

- ・ 2011年3月の協議について、「市が対応することが基本との結論になったことにより、それ以降は特別なことを行った記憶がない。」「市は3月の会議では命令を出す意気込みがあったが、6月以降は連絡がなかった。」との証言があった。
- ・ 2011年6月に市が措置命令を決定したことについて、「文書の体裁についてやりとりをしたと思う。」と証言があり、その後市が措置命令を中止をしたことについて、当時の職員にその明確な記憶はなかった。
- ・ また、当時の土木事務所職員の一人は、「本件について危惧するとともに、機会あるごとに、市に対して、指導にとどまるのではなく、強制措置をとる必要があることを助言した。」との証言があった。また、市が措置命令を中止したことについて、「当時の市の管理職から土木事務所長に対し、命令を取り下げること、あとは市に任せて欲しいとの話があったが、措置命令の中止の詳細は承知していない。」との証言もあった。
- ・ 本件現場に関わった者からの情報提供について、当時の砂防課の職員からは「電話があった記憶は若干残っているが、課内で情報を共有した記憶はない。」「重要度が高い場合、上司に報告したはずである。」との証言があった。
- ・ 情報共有としては、「土木事務所としては、本件について、市に助言した覚えはあるが、本庁部長等に報告する必要がある案件とは考えていなかった。」、2010年から2011年、2011年から2012年にかけて、新旧土木事務所長間で「引き継ぎはなかった。」などの証言があった。

- ・現場の危険性については、「適切な排水処理を行えば解消できると考えており、大規模崩落が発生するという認識はなかった。」とのことであった。また、「当時、大きな台風があったが当該地区は流されなかったので、安全性を危惧したことはなかった。」との証言もあった。
- ・業者については、「A社やD社はのりくりとした業者であり、会議を欠席するなど、全く相手にならなかった。」「市は大変だったと思う。身に危険が及ぶ相手と聞いたことがある。たとえ措置命令を出しても従うような相手ではなかった。」との証言があった。

### ③ 廃棄物部局（東部健康福祉センター、県くらし・環境部廃棄物リサイクル課）

- ・本件現場に関わった者からセンターに情報提供があったことについて、「まずは、廃棄物の観点からの情報に注視しており、『砂防課にも電話した』とのことであったため、盛土の安全性等については所管部局で対応するものと判断した。」と証言があった。また、「自己の利益のための情報提供ではないかとの認識であった。」との証言もあった。
- ・現場の様子として、「木が伐採されているとは思ったが、盛土の認識はなかった。」「盛土は、担当部局がそれなりに対応すると思っていたが、崩れるとは思っていなかった。」との証言があった。
- ・業者について、「現土地所有者のC者は、A社、D社に比べれば信用できる感覚があった。A社やD社は首謀者が分からないよう、ごまかしていた。」との証言があった。

## 3 関係者一覧（参考）

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
B社	盛土造成実行行為者
C者	現土地所有者
D社 O氏	土採取条例届出書 現場責任者（2007. 4. 9～） ④区域の林地開発許可の施工者 ⑥区域のコンクリートがら搬出元の現場請負者

## 逢初川土石流災害に関するヒアリング結果

令和4年4月20日  
熱海市

### I. はじめに

- 令和3年12月以降、逢初川土石流災害に関する県や市の公表資料を基に、公表した資料で判明できなかった点などについて、熱海市担当者（OB職員を含む）17名にヒアリングを実施しました。
- 本ヒアリングは、原因究明の観点から逢初川土石流災害に係る事実関係を調査することを目的としており、個人の法的責任を問うために行われたものではありません。
- 本資料につきましては、逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会（第三者委員会）及び伊豆山土石流災害に関する調査特別委員会（100条委員会）に提出しております。詳細につきましては、以下をご参照ください。

### II. 関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者 A氏：A社代表取締役
C者	現土地所有者
D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2007.4.9～） ※隣接区域の林地開発許可の施工者等
O氏	D社社員
U者	現土地所有者の代理人

### Ⅲ. ヒアリングの結果

#### 1. A社が2006年9月に土地を取得してから林地開発許可違反の是正指導を受ける期間

##### 【A社の開発について】

- A社は、2006年9月に土地を取得した段階から、大規模な開発行為を検討しており、継続して林地開発許可等の法令手続について県と調整をしていた。振り返ってみても、このように、A社は、大規模開発を念頭においており、この問題について、土採取等規制条例上、土地改変面積が1ha未満の場合にのみ権限を有する市が主体となって事業者の開発行為に行政上のコントロールを加えることには無理があったと思っている。
- 熱海市は、A社に対し、大規模な開発を計画しているのであれば、河川管理者との協議が必要となることや、林地開発許可も必要となるため、全体計画を示して県の担当部局との協議を進めるよう指導していた。また、県熱海土木事務所にも情報を提供していた。
- A社と県の協議が進展を見せない中、A社は、先行して、開発ではなく1ha未満の残土処分を行う旨の計画を市に提示した。市は、この範囲における届出については、受理せざるを得ないと判断した。一方で、今後、もし開発が広がっていくことになった場合は、県が、森林法などにより事業者による開発に対して行政上のコントロールを加えるものと考えていた。
- A社は、林地開発許可違反に対する指導を受けている最中にも、引き続き、何度も大規模開発の計画について県と相談していた。A社の対応については県も苦勞している様子だった。

##### 【土の採取等計画届出書の手続きについて】

- 現場を見ながら安全性に関する技術的な確認を行っていた。当時の状況として、書面の形式に対して問題点を指摘したが、A社は上記指摘に従わなかった。届出書の不備を理由に、市がA社から届出や許可申請を受理しない場合、A社が行政の指導を無視した形で開発行為を行うことが強く懸念された。このため、手続面に対しては、実態ベースで積極的に対応するとともに、行政の立場から開発業者に対し、適正な開発行為を行わせるよう、土採取等規制条例上の規制だけでなく、森林法等の規制等が場合によって適用される可能性があることを告知するなどして、A社による行き過ぎた開発行為が行われないようできる限りの対応を行

っていた。

- 未記載事項について、必要な内容については、申請図面による確認や現場状況・聞き取りにより審査を行っていた。
- 土の採取等計画届出書の6土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項が未記入であることについては、公道に接する箇所が短く入口が限定的であり、申請箇所が隣地から離れていたため、立入禁止の制限を特に必要としないと整理したこと、沈砂池はロックフィルがろ過機能を兼ねると判断し設置を求めなかったこと、雨水を処理するための方法及び施設については、U300×300とφ200集水暗渠が図面で確認できていたことなど実態を踏まえ判断した。他方、A社側の対応から、A社が隠れた開発を行う疑いがあったため、受理にあたって、災害防止措置に関する付帯条件をつけた。
- 土の採取等計画届出書の7土の採取等に係る運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項が未記入であることについては、土の採取等の目的欄に隣接地の土砂を盛土するためと記載されており、隣接地で行われている開発行為で生じた土砂を搬入することを確認していた。
- 土の採取等計画届出書の8土の採取等に係る跡地の整備に関する事項が未記入であることについては、平面図で埋立て完了後、緑化するという記載が確認できていた。

#### 【風致地区条例について】

- 審査の結果、風致地区条例の許可条件を満たしていると判断した。しかし、風致地区条例上の許可がなされたとしても、盛土に関しては、別法令（土採取等規制条例）の要件を満たさなければ着工できない旨をA社に伝えていた。

#### 【危険性の認識について】

- この時点で、現場を見る限り、崩落の危険性は認められなかった。

## 2. 2008年8月の復旧工事完了から土地の所有者が変更するまでの期間

### (1) 2008年8月の復旧工事完了から「土の採取等変更届出書」(第2回)の工期(2010年7月8日)が終了するまでの間

#### 【A社の開発について】

- A社は2008年8月の復旧工事完了後も、河川改修やレッドデータブックの貴重動植物の調査の件などで、A社が県の職員に高圧的な態度をとり大声をだしていた。
- A社は、2008年8月以降、残土処理場としての開発に方針を転換していた。1haを超えると林地開発許可違反となるため、事業者は当初1ha未満の開発を言明していたが、2009年の7月頃から1ha以上の開発を示唆する発言がみられるようになった。
- 2009年7月頃から本格的に土砂の搬入が行われ、このまま土砂の搬入が進むと1haを超えて林地開発許可違反となる可能性が高まるとの認識を県の農林部局などとも共有していた。

#### 【森林法の土地改変面積について】

- 森林法に基づく土地改変面積について、市は、2009年夏以降に、2008年8月に是正指導により復旧した進入路入口付近の土地の改変行為が行われており、このエリアを含めると1haを超えているのではないかと認識していた。

#### 【土の採取等変更届出書(第1回)が提出されるまでの経緯について】

- 2009年11月の段階で、土地の改変面積が1haを超えているように見えるため、林地開発許可違反による是正を見据え、県に対し面積調査を行って土地改変面積を確定すべきではないかと進言したが、県からはまずは市が事業者に測量させるよう指導があった。
- 土採取等規制条例については、条例の規制力に限界を感じていたことを踏まえ、他法令の規制により、事業者に対する行政上のコントロールができないか土採取等規制条例を所管する県の土地対策室に相談していた。土地対策室との協議では、土採取等規制条例の規制力が弱いため、森林法等における対応が効果的であるとの認識で一致した。
- 市は、事業者に対し、森林法に基づく林地開発許可に係る規制を行う権

限はなく、県から、土採取等規制条例上の改変面積は1ha未満であることを前提に、「最初は市が対応すべき」と言われれば、熱海市としては、防災上の観点から、土採取等規制条例に基づく対応を引き続き行う以外に執りうる対応はなかった。

【2009年11月頃の段階における現場状況や危険性の認識、措置命令、停止命令、代執行の検討について】

- この時点での現場の状況は、土砂が盛りこぼされている中、法面の整形はなされていない段階であり、川や港が濁るということも起きていたことから、土砂搬入による崩落の危険性について危惧があったことは否定できないが、人身災害につながるような崩落の危険性があるとまでは認識していなかった。
- 危険性の認識については、この時点の土量では、仮に崩れたとしても人身災害につながるような崩落をするものではないと当時の県、市職員は認識していたと思う。このため、県とも協議をしながら、土採取等規制条例における対応としては、命令の発出ではなく、適切な防災措置を講じるように指導をしていく方針となっていた。
- 行政代執行については、人身災害につながるような崩落の危険性があるとの認識を有していなかったため、事業者による今後の土砂搬入の成り行きによっては、土採取等規制条例上の措置命令の発出、そして、これに事業者が従わない場合には、代執行を行うとの今後の対応方針の検討の中で議論されたものである。

【市長への情報共有について】

- この段階では市長に報告すべき事案であるとは考えていなかった。

【土の採取等変更届出書（第1回）の審査について】

- 審査については、A社の指導に苦勞しながら、できる限り対応していた。盛土量については、A社提出の図面に基づき、土量の確認を行う中で、断面図と地形との間に齟齬があり、3.6万 $\text{m}^3$ もの盛土を行うことはできず、半分も入らないと考えていた。土量に関する確認については、A社に対し繰り返し指導を行い、15mを超える盛土は行わない旨A社から言質を得ていたが、最終的に書類を差し替える手続きはとられなかった。
- 平面図には、表面排水施設を追加した上で、差し替えるようA社に求めていたが、結果としてA社は補正指示に応じなかった。熱海市が、表面

排水施設の無い状態で届出を受理した理由は、流域面積が狭い上に、敷地内通路があることにより、実質進入路より上から来る水のほとんどがほかの沢に流れることを確認していたので、盛土部に流入する流域はほとんど無いと考え、排水施設が無い状態で受理を認めることとした。

- 審査の際に、沢状の地形である本件届出地への盛土は15mを超えて行くことはないことについてA社担当者から確認していた。
- 土堰堤は、当初届出で計画されていたロックフィルダムと比較して盛土の高さが低くなっており、ロックフィルダムよりも土堰堤の方が脆弱とは一概に言えないことや盛土の高さや法面の勾配が適切であることについて確認していた。
- 書面に記載されている上部の土堰堤は、業者から改良材を使用して築造するとの提案があり認めたものであるが、下部の土堰堤は、構造上、上と下の堰堤の間に水が溜まりやすくなることから、築造する必要性は乏しいと考えていた。
- この届出受理以降、記録としてはしばらく出てこないが、随時A社に対する対応を県と情報共有しながら進めていたと記憶している。しかし、県から、特段問題であるという指摘や指導はなかった。
- 市からA社に対し、書面の形式に対して問題点を指摘し、その届出や許可申請を受理しない場合、A社による防災工事が停滞し続けることが懸念されていた。このため、手続面に対しては、実態ベースで積極的に対応するとともに、行政の立場からA社に対し、適正な防災工事を行うよう働きかけることで現場のプロセスを進めようとしていた。

#### 【土の採取等変更届出書（第2回）の審査について】

- 第1回の変更届出のタイミングから第2回の変更届出のタイミングの間には、土砂の搬入の動きなどについて大きな状況の変化はなかった。
- このタイミングでは、工期のみが変更点であり、事業者が、作業を引き続き進めていく意向を見せている中で、工期の延長を認めた。

(2) 「土の採取等変更届出書」(第2回)の工期(2010年7月8日)が終了してから土地所有者が変更するまでの間

【A社の開発について】

- 2010年7月頃から、A社から、残土処分地の進入路の上側に更なる残土処理を行う旨の示唆があったため、現在造成している施工箇所が終了しないと、更なる残土処理を認めないと釘をさした。この時点で、これまでの土地改変行為を踏まえると、A社は1ha以上土地の改変を行っていると考えられた。
- 2010年7月頃に、A社から更なる残土処理の示唆がなされたことについて、森林法の林地開発許可が必要となる1haの要件について、県との間で、残土処理を行う行為者が異なる場合など一体性の判断が論点となっていた。
- 2010年8月末に、廃棄物(木くずが混ざった土砂)が搬入されたことで、現場の危機感がより高まった。

【この時期の指導文書の発出について】

- A社が工期を守らないことに加え、伊豆山港や逢初川に濁りが生じる現象が確認される中で、新たな土砂搬入は認めないと指導していたにも関わらず、追加的な土砂搬入が確認されたという状況を踏まえ発出した。「土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性がある」文言を使用することについては、県からのアドバイスを参考にした。指導に従わない事業者の行動変容を促すにはこの程度の強力な文言が必要と考え、当該表現を使用した。この文書発出の時点で、「土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性がある」との認識を市が有していたわけではない。

【この時点での危険性の認識について】

- 土砂に加え廃棄物も混ざっていたことに問題意識が高まっていたが、小崩落があり、川や港が濁ることはあったとしても、人身災害につながるような崩落の危険性があるとは考えていなかった

【2010年11月10日に開催された協議について】

- 2010年10月に市がA社に発出した要請文書に対し、ようやくA社から反応があったと思ったら、A社から新たな残土処理と道路開設計画の話

をされた。改めて、規制力の弱い土採取等規制条例ではなく、森林法や廃掃法などの強い規制による対応が必要と考え、県の関係課に集まってもらった。県からはそれぞれの法令に基づき協力していくという話があり、これで行き詰っている状況がようやく改善するのではないかと期待を持った。

- 土地改変面積について、第1回土の採取等変更届出書(2009年12月)の受理面積である0.9696haと2009年夏以降に進入路入口付近の土地の改変行為を行った土地の面積を合計すると既に1haを超えていると考えていた。そして、これに加え、2010年5月から11月頃にかけては進入路上部についても形質変更が行われており、これらを合計すると形質変更の面積は1haを超えているのではないかと考えられることや事業者が事業主体を変えて1haの要件を回避しようとしている旨を示唆していたことから、森林法で規制できないかという点について県に問題提起を行い、県東部農林事務所が持ち帰り検討することになった。
- 市が事業者に測量を指導することについて県と合意したタイミングは2009.11.4であり、その後、市から事業者に働きかけた結果、事業者から1.2haの求積図が出されたが、県からの指導を受け、最初は熱海市で県土採取等規制条例に基づき対応することになった。しかし、その後も現場の土地改変行為が続き、県に問題意識を伝えていたが、2007年の時のように速やかに動いていただけなかった。
- 林地開発許可違反の論点については、2009年の段階から何度も問題意識について県には伝えていたが、この論点について、結論がずっと先送りされていた印象がある。

### 3. 土地所有者が変更となった以降から措置命令発出見送りまでの期間

#### 【土地の所有権変更について】

- 届出の行為者と土地所有者が別となり問題がより複雑になった。この時、A社との連絡も取りにくくなっており、危機感がさらに高まった。
- 土地売買に関する重要事項説明書について市は関与していない。部下に対し、不動産業者等、行為者以外の者への発言には十分注意するよう指示していた。

#### 【2010年11月10日の会議を受けたその後の対応について】

- 森林法については、2010年11月10日の会議で県が持ち帰ることとなったが、県の方針として、最終的には仮に1haを超えていたとしても林地開発許可違反とすることは難しいとの見解が示され、土採取等規制条例で対応するよう指導された。市は、2007年の時のように、県に林地開発許可違反を前提とした対応を期待していたが、県との協議の場でも意見具申したものの、受け入れてもらえなかった。
- 市は、1haを超えていることが想定されていたため、県とも協議しながら、規制力の弱い土採取等規制条例以外の方法を模索したが、県のどの部局からも前向きな回答は得られなかった。最終的に、より規制力のある他法令によるアプローチの道が断たれる中で、市は、規制力の弱い土採取等規制条例で対応せざるを得ない状況であり、限界を感じていた。
- 廃棄物については、当時、行為者が特定できないため、事件化することは難しいといった話が県からあったと記憶している。

#### 【この時期の危険性の認識について】

- 土砂の量が増えていたが、人身災害につながるような崩落の危険性があるとは考えていなかった。しかし、小崩落や川や港のより大きな濁りについての危機感が高まっており、災害発生の危険性を肯定する状況にあると認識し、措置命令を視野にいれた対応を行わざるを得ないという認識だった。

#### 【2011年6月の措置命令に関する検討について】

- 措置命令を発出できる対象者は、「土の採取等を行っている者」等に限られるため、土地がA社からC者に譲渡されたことで、土砂搬入が、A社

によるものか、C者によるものかについて認定上の問題が生じることが予想された。これを踏まえ、A社に対して、措置命令の事前告知を行った。

- A社関係者に対し、市の是正指導に応じない場合に措置命令を発出する旨を告知したところ、A社は市に対し盛土工事による災害発生を防止するための防災措置等を講じる旨約束して、事業者の対応が動きだした。これを受けて、この段階における措置命令の発出の要否は、今後の事業者の対応状況を踏まえて最終判断するとの方針となった。
- 措置命令発出に関しては県に相談しながらアドバイスをいただいております、この段階における措置命令発出の要否は、今後の事業者の対応状況を踏まえて最終判断するとの方針を県に伝えた。

#### 【土の採取等変更届出書（第3回）について】

- 第3回変更届出には図面が添付されていなかった。事業者には図面を提出するよう繰り返し求めていたが、台風のシーズンも訪れることから、できる限り早急に事業者には防災措置を講じさせることが最重要であると考え、手続としては不格好な形になるものの、図面の提出は後に求めることとし、審査を行った。
- 図面がないため、A社とは7月12日に施工内容について確認書を交わした。具体的な施工内容は、沈砂池対策として、沈砂池に堆積している土砂を除去すること、掘込み式の頑固な構造で補強すること、土砂流出防止対策及び排水対策として、法面の小段ごとに小段排水溝を設け縦排水溝等の集排水施設で排水できるように措置すること、法面崩壊対策として、最下部から3段小段部までの法面勾配を修正し、中間検査をうけること、確認後、最上段部まで施工協議を行い、法面崩壊を防止するよう措置することなどだった。確認書を交わした後も、A社には図面の提出を口頭で何度も求めていた。
- 第3回変更届出に基づく施工については、次の変更届による完成を前提とした、部分対応であると考えていた。このため、4段目以降、最上段部までの施工については、再度施工協議を行い、次の変更届で全体として成り立つ施工計画を提出させる予定であった。

#### 【土の採取等変更届出書（第3回）受理以降について】

- 8月下旬に防災措置の施工報告を受けた後、9月の台風により、過去に

A社が沢の左岸部で盛りこぼした斜面の一部等が損傷を受けたため、A社が10月中旬頃まで復旧工事を行った。その後、小規模ながら土砂崩落が生じていたが、その後の作業についてA社の対応が滞る中で、C者側が主体的に対応する姿勢を見せていたことから、市としては、所有者であるC者と今後の対応について協議する方向で調整を進めた。

- 11月18日に行われた協議の中でC者による施工意思を確認できたため、防災工事に関する確認書を取り交わした。確認書の内容を踏まえると、C者は、防災措置を講じる過程で実施せざるを得ない土採取措置を行うことになるため、市は、何らかの形で県土採取等規制条例の枠組みにC者を組み込むことが望ましいと考えていた。
- 11月18日の協議後、C者代理人U者は市に対し、これまでのA社側の対応やA社の資金面での懸念から、A社にこれ以上の防災措置を講じさせることは事実上難しいと思われる旨述べるとともに、C者側で防災工事を対応する意向を示し、土採取等規制条例などの手続きについての質問を行うなどこの協議で、C者側も県土採取等規制条例に基づく対応を行う意思があることを市に示した。
- こうした状況を踏まえ、C者を県土採取等規制条例の枠組みに組み込む方法がないか、市から県土地対策課に相談をした。県からは、市の職権において事業の廃止をしてC者から新事業として届出を出してもらったかどうかとの提案があった。市としては、C者に事業を承継してもらい変更届出を出させるか又は今後C者が行う防災措置に関し必然的に生じる土採取等に関し、新たにC者から土採取等規制条例上の届出の提出を行わせることができないか、引き続き検討することとなった。
- この段階で、A社がこれまで実施した防災措置で一定の安定性が確保できていると判断したこと、A社の経営状況を踏まえると、法人の実態面や資金面でもA社は実際上機能していないと考えられたこと、C者が、A社の防災工事を引継ぎ対応する旨言明したこと、といった経緯を踏まえ、市は、引き続き、現場のパトロールを行うなど監視を続けることを前提にA社を名宛人とする措置命令の発出を見送ることとした。
- この時点で、今回の崩落地への更なる土砂搬入の事実は確認できなかった。

#### 【一定の安定性があると評価した理由について】

- 当時の現況図等を参照したり、実際に現場の状況を見に行きながら、盛土

へ流れ込む雨水や地下水への対策、盛土の施工方法（転圧施工、段切り施工、整形方法）、法面の仕上がりや緑化の状況などについて確認をし、一定の安定性があると評価した。

#### 4. 措置命令発出見送り以降

##### 【措置命令発出見送り以降の対応について】

- C者側と協議を進めていく中で、C者に事業を承継してもらい変更届出を出してもらう等、C者を土採取等規制条例上の当事者とする方策をC者と協議したが、C者は、C者が届出を出した場合には、今回の盛土の原因者であるA社が責任を負わないで済むことにならないかとの懸念があり、C者が、新たな届出であれ、変更届出であれ、届出を提出することはできないと述べた上、防災措置の施工については「A社はあてにならないことがよくわかった。今後はC者サイドで行ってもよい。」と言明した。
- 市は、2012年に入っても、引き続き県に相談しながら、C者を土採取規制条例上の当事者（届出人）の立場とすることを模索していく中で、県からは、県が以前提案していた、県土採取等規制条例にかかる届出者を職権で抹消する手法は難しく、その他のやり方でもC者を土採取規制条例上の当事者とするのは難しいとの見解が示された。また、現場責任者の変更という形で事業を承継するという方法についてもC者側からネガティブな回答があった。しかし、C者側から、防災工事の施工については、行う意思があり、市から文書で要請してほしいとの依頼があった。
- この後、C者と協議を行った際には、2012年6月を目途に防災工事を完了させることを考えていると言明した。こうしたやりとりを経て、2012年2月7付けでC者に対し安全対策工事施工の要請文書を発出し、防災措置について引き続き協議を行う中で、C者側は、市に対し、A社が防災工事として行った沈砂池の箇所へコンクリートで構造物を造る等の提案を行った。市は、C者による計画書の作成と防災措置を引き続き要請する形で協議を続けることとした。
- しかし、C者は、2012年6月になっても防災工事に着手すらせず、その後も前向きに取り組む姿勢はみせるものの、実際はほとんど行動に移さなかった。その後、土地所有者としての管理責任の観点から何度も協議を行ったが、土採取等規制条例は、土地所有者に対する実効性ある措置が法令上規定されておらず、対応に限界があった。結果として、C者は、市との約束を翻し、約束した防災措置を講じなかった。
- この時点において、市は、県土採取等規制条例上、C者に対し、防災措置を命じることは困難であったことに加え、A社が実施した防災措置に

より一定の安定性が確保できていると判断したことから、その後の対応を現場のパトロールを中心とするとともに、台風等により大量の降雨があった直後等崩落の発生が起こるかもしれない状況の際に監視を続けるなどの対応を行った。また、当該届出地が隣地から距離があること、流域が小さく盛土崩落の可能性は低いこと等から、人身災害につながる崩落が生じるとは予想していなかった。

- 市役所内における情報共有については、門扉設置後、新たな残土の搬入がなくなる中で、現場について一定の安定性を確認し、大型台風にも対応できているという認識が共有されていた。引継ぎについては、当時の担当者が現在も複数おり、情報の断絶はないと思う。
- 市長からは、何か問題があれば、報告するよう指示を受けていた。しかし、措置命令を見送ることとした以降に大きな異常が確認できなかったため、本件について市長には報告していない。

#### 【2012年以降の危険性の認識について】

- 盛土法面の一定の安定性を確認できていたことや緑化による表土流出のおそれが減少したこと、度重なる台風などにも対応できていたことから、仮に、表土が崩れて川に流れることはあっても、このような人身災害につながるような崩落事故が起こるとは全く予想できなかった。
- 直近の2019年に、函南における土砂くずれで断水を引き起こした台風19号が直撃した際も、災害発生箇所である赤井谷地区では土砂の崩落は確認されなかったことから、今回のような人身災害につながる崩落が起こるといった危険性を認識することは困難だった。

#### 【県との関係について】

- 県熱海土木事務所の用地管理課との関係では、2012年に入っても赤井谷の件についてこれまでの経過を情報共有するとともに、現時点の懸案事項について相談し、引き続きの協力を依頼していた。しかし、問題解決に直結するような関与はなかった。そして、人事異動などを契機として関係性が薄くなっていった印象がある。
- 県の土地対策課に、C者の承継に関する問題などを中心に相談をしていたが、問題解決に直結するような関与はなかった。その後、県土地対策課の担当者が2012年4月から別の部署へ異動となったため、人事異動により県の協力が断絶しないように、当該担当者に新担当者へ引継ぎを

依頼した。

【○氏からの危険性の指摘について】

- 工事費未払いの話と危険性の話が共に語られるため、実際に現場が危険であるというよりは、危険性を煽ることで未払いである相手（C者）から、○氏に未払分の工事代金を支払わせるとともに、○氏に追加工事の依頼がくるようにする意図があると考えられた。また、○氏の指摘は、本件届出地からの土砂崩落の危険性について具体的な根拠がなかった。このため、○氏の指摘に基づき対応することは困難と考えていた。
- A社による防災措置によって、安定性が一定程度確認できたと考えていたが、A社による防災措置後も、小規模な土砂崩落が生じていたことから、C者に対して更なる防災措置を講じるよう要請していた。C者は、市に対し、2012年6月を目途に赤井谷地区の追加防災工事を完了する旨約束し、A社が防災工事として行った沈砂池の箇所へコンクリートで構造物を造る等の提案を行っていたことから、C者による計画書の作成と追加防災工事を要請する形で協議を続けていた。

## 5. 全体を通して

### 【一連の行政対応について】

- 事業者は早い段階から大規模な開発を意図しており、2008年8月の現状復帰以降も、1haを超える開発を示唆していた。本来であれば、県と熱海市で継続的に事業者対応を行う必要があったが、1haの論点が、県が主体的に関与しなくなる要因となってしまうような印象がある。
- 土採取等規制条例の規制力に課題がある中で、県などにも相談し、より効果的な方法がないかについて模索したが、より良い手段がなかった。法制的な課題が大きいと感じた。

### 【市長への報告について】

- 2011年4月にA社に対する報告徴収文書発出について相談をした。この時、報告徴収文書に対して、A社が適切な対応をとらない場合には、措置命令を視野にいれた対応を行わざるを得ないと考えている旨報告した。
- 2011年6月に、4月に発出した報告徴収などに対する反応がないことを踏まえ、措置命令を発出せざるを得ない状況にあると市長へ報告した。市長からは措置命令の手続きを進めることについて承認を得た。
- 措置命令発出についての決裁後、A社に対し、是正指導に応じない場合、措置命令を発出する旨を告知したところ、A社が前向きな姿勢を示し動き始めた。このため、発出については再検討したい旨市長に報告し、この段階で一度、A社の動向を踏まえて、改めて、措置命令の要否を判断する方針である旨報告し、承認を得た。
- 2011年11月下旬頃、市長に、A社の工事により、現場の安定性が一定程度担保されたこと、C者がA社を引継ぎ、追加で防災措置を講じる旨言明し、C者との間でも確認書を取り交わしたこと、C者が防災措置を引き継ぐため、措置命令の名宛人であるA社に対して、その発出を見送ること、引き続き、現場のパトロールを行うなど監視を続け、赤井谷地区の盛土に関し、異常が生じた場合には、直ちに報告すること等を市長に報告し、承認を得た。その後は、大きな異常が確認できなかったため、本件について市長には報告していない。

【水道施設の問題が熱海市の事業者に対する審査に影響を与えていないかという点について】

- 当時、A社が行っていた宅地開発や分譲（A・B工区）エリアに対する給水は、七尾調圧槽を経由して行われており、この施設が無ければ、当該エリアへの給水は不可能となるため、A社の業務に直接的な支障をきたすことになる。このため、最終的にA社から使用停止を求めてくることはないだろうと考えており、審査に影響を与えるものではなかった。
- A社の所有地にある水道施設については、2006年から移設に関して協議を行っており、2007年10月以降協議が止まっている状態。行政訴訟も考えているという話もあったが、先方は勝てないことをわかって言っていたと思う。結局この話はすぐに立ち消えとなった。当時の顧問弁護士の見解は、万が一市の水道施設が維持管理上支障をきたせば仮処分申請を行い相手の行為を止めることができると言われており実質的に問題があるとは考えていなかった。

#### 【土採取等規制条例について】

- C者との関係において、土採取等規制条例は、土地の所有者に対し、措置を講じることを可能とする建て付けとなっておらず、この条例で、C者に是正措置を講じるよう指示・命令することは困難だった。このため、あくまで、市としては、C者の承諾、協力を得て、C者に防災工事を実施させる以外に方法がないと考えていた。
- 事業者に対する抑止的効果としての罰則は最大で20万円と、仮に措置命令を発令したとしても効果としては厳しく、土採取等規制条例しか手段がなかったことが厳しかった。
- 条例が、許可制ではなく届出制だったので、業者は、届出さえ出せば、開発行為に着手することができ、事前に開発行為を抑止する法的対応は難しかった。

#### 【A社代表者について】

- 指導をしても、はぐらかされながら中々進まず、期限を守らなかったり、対応がされない又は不十分であることがままあった。
- A社代表は、都合が悪くなると声を荒げることがよくあった。しかし、これにより行政対応を変えることはなかった。
- 会議の中で、A社代表は、厳しい対応姿勢をみせると前向きな発言により、その場を逃れることがあった。相手によって対応を変えていたように思う。

- 約束していた会議を欠席するということが度々あった。
- 指導の過程で連絡が取れなくなることがあった。
- 今思えば、土地の所有権が移転し対応が一層複雑化する中で、措置命令等をかけようとする改善のそぶりを見せ、命令を回避する悪質性があった。行政側の厳しい対応を避けるための巧妙な手口であったと言わざるを得ず、悔しい思いがある。

#### 【A社関係者について】

- 指導をしても、はぐらかされながら中々進まず、期限を守らなかったり、対応がされない又は不十分であることがままあった。
- 都合が悪くなると声を荒げる者もいた。しかし、これにより行政対応を変えることはなかった。
- 書類作成について文書の体裁が整っていないことが多かった。
- 業者内で担当が何度も変わり、新しい担当は、これまで指導した内容について聞いていないと主張し、対応に苦慮した。
- 指導の過程で連絡が取れなくなることがあった。
- A社関係者間の情報共有が不十分であると感じることがあった。

#### 【C者について】

- 発災直後に、新聞で盛土の存在を知らなかったと記者に話しているのを見て驚いた。そのようなことはなく、盛土の存在を知っていた。
- A社よりも、物腰はソフトで、指導するたびに応じる姿勢はみせるが、結局行動に移さなかった。



## 工 關係法規集

- 關係法令抜粹



## 関係法令抜粋

### ●静岡県土採取等規制条例

#### (土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。(以下、略)

#### (変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

#### (措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### (完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行った者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行った者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

※第3条から第10条については、1ha未滿の行為は「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2000年4月から熱海市に権限移譲

## ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。～(略)～。)若しくは地滑り(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。)又は河道閉塞による湛たん水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、(以下、略)。

2 略

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

## ● 静岡県風致地区条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、同法第2章の規定により定められた風致地区(面積が10ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事～(中略)～の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
  - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
  - (3) 木竹の伐採
  - (4) 土石の類の採取
  - (5)～(7) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。
- (1)～(6) 略
  - (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
  - (8) 次に掲げる木竹の伐採
    - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
    - イ～オ 略
  - (9)～(13) 略
- 3 国、県、中核市、特例市若しくは静岡県事務処理の特例に関する条例の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町の機関又は規則で定める公共的団体(以下この項において「国の機関等」という。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(許可事項の変更)

第6条の2 第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、～(略)～。

2 略

(標識の掲出)

第6条の3 第2条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う期間中、当該行為を行う場所の見やすい箇所に、規則で定

めるところにより、標識を掲げなければならない。

**(行為の承継)**

第6条の4 許可を受けた者から、当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

**(行為の完了又は中止の届出等)**

第6条の5 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出るとともに、当該許可に係る行為地を原状に回復する等風致の維持に必要な措置を講ずるものとする。

## ●森林法

**(開発行為の許可)**

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、～(以下、略)～。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3～5 略

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

**(監督処分)**

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその

他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

**(伐採及び伐採後の造林の届出等)**

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(以下、略)

**(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)**

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 (略)

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとすれば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。(以下、略)

**(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)**

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

## ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

**(投棄禁止)**

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

**(報告の徴収)**

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑

いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。(以下、略)

#### (立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。(以下、略)

#### (改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。))並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一～三 略

#### (措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。(以下、略)

#### (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を

徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。(以下、略)

## ●河川法

### (目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

### (河川管理の原則等)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

### (河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰せき、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

### (二級河川)

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事に協議しなければならない。

3～7 略

### (二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2～4 略

### (流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、～略～。

### (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

## ●静岡県砂防指定地管理条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第1条に規定する砂防設備をいう。

### (行為の制限)

第3条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為として規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬
- (3) 土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為
- (4) 土石又は砂れきの採取、集積又は投棄
- (5)～(7) 略

2 略

### (許可の基準)

第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為が規則で定める基準に適合すると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

### (経過措置)

第5条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において権原に基づき第3条第1項各号のいずれかに該当する行為をしている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

### (許可の特例)

第6条 国又は地方公共団体が行う第3条第1項各号に規定する行為については、知事との協議が成立することをもって同項の許可を受けたものとみなす。

### (変更の許可)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、～略～。

2 第3条第2項、第4条及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

## ●砂防法

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第三条 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ範囲外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

第六条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

③ 本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職権ヲ直接施行スルコトヲ得

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

第八条 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

## ●都市計画法

### (開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。(以下、略)

### (公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

### (報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

### (監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

## ●宅地造成等規制法

### (宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。(以下、略)

### (工事完了の検査)

第十三条 (略)

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

### (立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。(以下、略)

※第8条、13条、18条については、「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2006年4月から熱海市に権限移譲

## ●行政手続法

### (処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

### (弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

(以下、略)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う

場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  
(以下、略)

## 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書（最終報告）の概要

当委員会は、これまでに静岡県及び熱海市（以下「県・市」という。）に保管されていた公文書の写し及び県関係職員等のヒアリング結果（以下「公文書等」という。）、さらには現地調査で得た知見をもとに逢初川土石流災害行政対応の検証を行い、去る3月28日に県の行政対応を中心にして中間報告したところである。今回は、この中間報告書の内容に熱海市の内部検証結果に基づく検証結果と当委員会からの提言を加えて最終報告書を作成したので公表する。

なお、前回公表した中間報告書の事実関係や論点部分の日付や記載順の誤りや、本文中の誤字、脱字等については修正済みである。

以下、中間報告から変更・追加のあった部分のみ説明する。

### 1 委員及び委員会開催概要

#### (1) 委員名簿 ※変更なし

#### (2) 委員会開催実績等（令和4年5月現在）

※ 今回追加

第4回(令和4年5月13日(金))

・最終報告書公表

### 2 検証の進め方

※変更なし

### 3 検証結果

「個別の検証」として根拠法令ごとの行政対応を検証するとともに、個別法令に基づく行政対応だけでは評価・分析できない面があることから、「総合的な検証」として逢初川源頭部の土地改変行為に対する当時の関係職員の危険性の認識、県・市との連携・協力体制、既存の根拠法令等の問題点等について検証するとともに、この「個別の検証」と「総合的な検証」をもとに県・市の行政対応を「総括」した。

#### (1) 個別の検証

中間報告書では、県土採取等規制条例及び県風致地区条例、森林法については、熱海市の内部検証が未了だったので、県の内部検証結果に基づき県の行政対応に係る事実関係のみ整理したが、今回は市の行政対応を含めて論点整理し検証を行った。

①県土採取等規制条例及び県風致地区条例関係（権限：市・県）〈報告書 p10～p38〉

論 点

- ・市が県土採取等規制条例に関し、必要事項の記載に欠ける届出書を受付・受理したのは適正か。
- ・同様に市が届出者に対し工期の延長や防災施設の工法等の変更を許可したのは適切か。
- ・早い段階から是正措置指導できたのではないか。
- ・市が2011年6月に方針決定していた届出者に対する弁明の機会の付与と措置命令を発出しなかった理由は適正か。
- ・県は県土採取等規制条例に基づく技術的助言だけでなく、もっと積極的に関与すべきではなかったか。

検 証

〈届出書の取扱い〉 p31～p33

市が防災対策等重要事項の記載のない届出書を受付、受理したのは不適切。

特に2011.7.19の変更届出において、条例で定められている計画図の添付がない届出書を受理していたのは不適切。（検査についての記録がないため、どのようにして防災工事の安全面での効果を確認できたのか不明。）

〈届出書の内容と異なる施工方法等への対応〉 p33～p34

市は災害防止の観点から現状にあわせた変更届出をさせるよりも、条例に基づく措置命令や停止命令の発出を検討する必要があると思われる。

また、工法の変更に関し、「土の採取等に関する技術基準」に照らして適正な工法であったかどうか記録がないので確認できない。

〈土採取等規則条例第6条に基づく措置命令の発出を見合わせた理由と経緯〉

p34～p35

見合わせた理由については、業者が市の要請に応じ防災工事を実施し、市は業者が行った防災工事の完成後、地盤安定化の効果を確認したとしているが、市がどのように検査・確認したかの記録がないので確認できなかった。（A社の変更届出書には県条例で定められた計画図の添付が無かったが市は受理している。）

措置命令発出の見合わせについて、事前に市から県関係機関への十分な調整について確認されなかった。また、県から市への発出見合わせについての確認等はなかった。

さらに、市において措置命令発出見合わせに向けた意思形成の過程を記載した公文書が無い。記録として残すべき。

〈県と市との連携・協力体制〉 p35～p36

県土採取等規制条例の場合、届出面積により担当する行政庁が違うが、当時、県関

係機関と市との協議の場で対応方針が確認されているが、意図的に行政の各種規制を免れようとしている企業等に対して行政側も関係機関同士の連携や協力を密にして対応すべきであったと思われる。

対象面積規模は、所管する行政庁の切り分けの目安でしかないので、届出者に対し安全対策を確実に実施させるためには、早い段階で県・市が協調・共同して対処することが必要であった。

県熱海土木事務所は、本件に関し市が行政庁であったとしても、源頭部からの土砂流出等を現認した段階から市への技術支援等を含め積極的かつ継続的に関与すべきであったと考えられる。

#### ＜開発行為等中断後の現場の放置＞ p36～p37

2011年以降、A社及びC者による開発行為等が中断した以後、県・市による現場の調査や把握がなされていなかった。また、当該区域の危険性に対する認識が薄れるとともに、関係職員の人事異動の際、当該区域の危険性に関する引き継ぎが十分に行われなかったこと等により、ほぼ放置されてしまっていた。

少なくとも中断状況において、県土採取等規制条例第13条に基づく報告の徴収及び立ち入り検査等、県風致地区条例第8条に基づき市が現場の盛土の調査を実施し、必要な安全対策を講じるよう指導していれば、土石流災害を軽減できた可能性があると思われる。

#### ＜法令等に基づく行政対応のあり方＞ p37～p38

市は森林法の林地開発制度に基づく県主導の厳しい規制を望んでいたが、一方で、A社に対し県土採取等規制条例及び県風致地区条例（当時）に基づく土地改変行為等を認めていたこと、さらにはA社に対し風致地区内変更許可（工期延長）を2009.1.23付けで認めるなど、県・市との行政対応の足並みが揃っていなかった。かかる行政対応の不整合をつかれて不適切な開発行為が進められてしまったものと思われる。

また、事前に届出・申請があった内容と事後の行為に乖離があった場合は、工法変更など土地改変箇所安全性に直結するような重要な事項については、慎重な対応が必要であり、行政指導ではなく措置命令の発出を検討する必要があるものと考えられる。

### ②森林法関係（権限：市・県）〈報告書 p38～p51〉

#### 論 点

- ・森林法に基づく一連の行政対応は適切であったか。
- ・（A社の復旧工事後の新たな開発についても）林地開発許可違反として是正措置をとることができたのではないか。

## 検 証

### ＜森林法に基づく一連の行政対応＞ p50

2007年4月、市からの通報に基づき、5月、県・市が共同で現地調査をして、林地開発違反の事実を確認し、A社に対し森林法に基づき土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測、求積図の提出、復旧計画書の提出を求めたことは、県・市の対応は適切なものであった。

この時点で県・市は違反行為をしたA社に対する共同の監視態勢を整えるべきであったと思われる。

しかし、市は、A社の森林法違反による復旧計画による工事中のなか、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について、許可をA社に発出している。

これは、県・市との連携がとれていないことをA社に明らかにしてしまったものと思われる。

しかし、A社等の一連の土地改変行為が進んでいった場合の周辺森林への悪影響は容易に想像できるため、行政庁の裁量の範囲内において、より踏み込んだ判断として、所有者の同一性に着目して、一連の土地改変面積が1haを超えると見なすことも可能だったのではないかと考えられる。

林地開発許可の申請を求め、審査・調査を行い、審査基準（行政手続法第5条）に照らし不許可とするか、「林地開発許可違反の疑いあり」（無許可行為）として、是正措置など法的対応の可能性を追求することもあり得たと思われる。

また、2007年の森林法違反行為に対する是正措置が、左岸斜面に盛りこぼしした土砂を完全撤去させるなど、届け出に反する土砂搬入に対してより厳しいものであれば、その後のA社の不適切な行為をわずかでも抑止する効果もあったと考えられる。

### ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律（権限：県）〈報告書 p51～p54〉

※誤記訂正以外、特段の変更なし

### ④河川砂防関係法令（権限：県）〈報告書 p55～p62〉

※誤記訂正以外、特段の変更なし

## (2) 総合的な検証 〈報告書 p63～p78〉

総合的な検証に関し、中間報告では県対応部分の記述だけだった「県・市の当該土地改変箇所の危険性の認識」、「事業者に対する県・市担当者等の認識」及び「県・市の連携協力体制」について、市職員のヒアリング結果が出たので、事実関係・論点及び検証にその成果を反映させた。

### ①県・市の当該土地改変箇所の危険性の認識 <報告書 p63～p70>

※誤記訂正及び市担当者ヒアリング結果を事実関係に追記。

市職員についても、県職員と同様に人災被害につながるような大規模崩落の可能性を予見してないので、検証結果に変更なし。

### ②事業者に対する県・市担当者等の認識 <報告書 p70～p71>

※誤記訂正及び市担当者ヒアリング結果を事実関係に追記。

ただし、検証結果に変更なし

### ③県・市の連携・協力体制 <報告書 p71～p75>

#### 論 点

- ・2007年から2011年前半までは、個別法による行政対応だけでなく、行政機関同士の情報や認識の共有、さらには協力関係があったにもかかわらず、以後、県の関与は個別法対応（廃棄物処理法）のみとなってしまったのは何故か。
- ・本件に関しては、根拠法令等が複数あり、関連して根拠法令等に基づく権限を行使する行政機関も市にとどまらず複数の県機関にまたがる複合的な案件であった。このような案件を扱う場合、総合調整する場や組織が必要だと思われるがどのような場であったか。

#### 検 証

#### <2011年6月以降、行政機関の連携・協力関係が希薄化> p73～p74

背景として、市が、2011年7月中旬にも実行する予定であった県土採取等規制条例に基づく是正措置の発出を見送った影響が大きかったものと推測される。

県条例に基づき1ha未満の土採取等の計画の届出を受付、受理した以上、法的には市が行政庁（権限者）となるため、まずは行政庁である市が行政指導・措置を行うべきものである。県の関係機関は、県土採取等規制条例に基づく是正措置を市の判断や事情に任せたことになり、結果的に県としても、市に引き続いて同条例や他の根拠法令等に基づく行政指導や措置を行う機会を逸してしまった可能性が高いものと思われる。

市は、是正措置の発出見送りについて、事前に県に協議や相談するとともに、その後の対応について、早い段階で協議して、方針等を定めておくべきであったと思われる。さらに、県も市に対して是正措置の発出見送りの経緯と理由について確認すべきであった。

県・市とも引き続き問題解決に向け努力すべきであった。

#### <本件の行政対応の総合調整の場> p74～p75

本件に関する行政対応の根拠法令等は多岐にわたるとともに、同じ法令に基づく行政対応であっても、対象面積の違いにより担当する行政庁が違うことから、各機関の行政

対応を調整する場が必要であったと思われる。

各機関が合同協議した事例としては、2009.11.4 に、逢初川源頭部からの土砂流出に伴い県熱海土木事務所が主となり市及び県関係機関で打ち合わせを行っている。この打ち合わせでは、熱海土木事務所長が各機関の行政対応の状況や現状の課題等をヒアリングする形で進め今後の対応の方向性を示された。また、2010.11.10 に、熱海市建設課が主となり、市及び県関係機関との打合せを行い、土採取等規制条例及びその他の関係法令による対応状況や課題の情報共有を行ったことが挙げられる。しかし、これ以後、このような内容の調整会議は開催されなかった。

行政機関においては、一般的に「他法令により管理していると認められる範囲がある場合は、土地利用上、所管する法律が対応するべきである」との考え方が根強いので、様々な根拠法令が絡みあう本件のようなケースの場合、各機関の見解や対応を総合的に調整する場が必要であった。

残土処理が本格化する前から、このような調整の場を定期的に設けていれば、各機関の行政対応の整合を図るとともに、各機関が協同して対応する体制が早期に確立できた可能性が高かったと思われる。

#### ○根拠法令等の規制・罰則レベルの調整 p77～p78

※検証において、「市町独自条例の制定に関し、企業等の進出増加も十分に予想できたので予防的な見地から早い段階での制定の検討もあり得た。」旨を追記。他は変更なし。

### (3) 総括 <報告書 p79～p83>

「個別の検証」及び「総合的な検証」の結果を踏まえ、本件に関する県・市の行政対応について総合的に評価した。

本件は、複数の事業者による不法かつ不適切な盛り土（残土処分）行為に対し、行政として根拠法令等に基づき対応したものの、結果として、大量の盛り土が残置され、大雨により、盛り土が崩壊し、多大な人的・物的被害を生じさせたものである。個々の行政対応の適否については、前述の個別の対応に記載したとおりである。本件への行政対応の過程において、行政が事業者の行為を止め、適切な処置を行う機会は幾度もあったと考えられる。本件は、適切な対応がとられていたならば、被害の発生防止や軽減が可能であったにもかかわらず、結果として成功していない。よって本件における行政対応は「失敗であった」と言える。

何故、失敗したのかについては、「個々の事象に行政がどう対応したか」を検証すると同時に、そのような「失敗が生じた本質が何処にあるのか」を見る必要がある。

#### イ 失敗の本質の所在 p79～p82

##### (7) 最悪の事態の想定失敗 p79

本件の事業者は 2007 年頃、当該災害箇所以外にも多数の法令違反行為を行って

た。したがって、当該者に対し適切な対応を行わない場合は、どのような「最悪の事態」が生じるかを県・市とも想定・想像すべきであった。特に、「盛り土」が崩壊した場合に、どういう「最悪の事態」が生じるかを想定すべきであった。

**(イ) 初動全力の失敗 p79～p80**

2007年4月頃～2009年11月頃までの初動対応について検証する。

2007年4月（市の受付印 2007. 4. 10）に出された当該事業者の県土採取等規制条例に基づく届出書には、記載上の不備が多数あるにもかかわらず、是正又は修正がなされないまま市はこれを受理している。その直後の2007年4月末には事業者による違法行為（森林法の開発許可違反）が確認されている。

この段階でこの事案に対して適切に対応しなければ、不適切な対応の帰結としてどのような最悪の事態が発生するのかを想像すべきであった。

しかし、森林法の林地開発違反の是正指導を除き、厳しい行政対応を行わなかったため、事業者による累次の違法、不適切行為に対し、その時々で対処するという受け身の対応となった。これにより事業者の行為に振り回されることとなり、適切な対処を行うことが出来なかった。

**(ウ) 断固たる措置をとらなかった行政姿勢の失敗 p80～p82**

一連の行政対応に関し、失敗であったと考えられる事項は次のとおり。

**○ 市への届出書の取扱い p80～p81**

A社等による一連の土地改変行為の行政対応の発端は、A社から市に提出された、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請（2006.10.2）及び県土地採取等規制条例に基づく土の採取等計画届出（2007.3.9）である。特に、県土地採取等規制条例に基づく土の採取等計画届出については、「土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項」等の重要事項が未記載のものを受け付けており、これらの重要事項が未記載のまま、災害防止のため必要な措置をとること等の附帯条件をつけて2007.4.9付で受理している。

県土採取等規制条例では届出主義を採用している以上、この届出の受付がその後の行政対応の出発点や根拠となる。よって、この届出の受付、受理にあたっては、受付機関は届出内容を十分に審査した上で内容に不備等があれば、それらの事項を補正や修正させる等の指導をする必要があった。（「静岡県土採取等規制条例の施行について」（昭和51年4月1日付け都市住宅部長通知）4届出の受理等(1)）この点において、市の届出書の受付、受理に係る審査は「甘かった」、あるいは「緩かった」と認めざるを得ない。さらに、このような不備な届出を受付、受理したため、その後の行政指導や是正措置が行いにくくなったものと推察される。市は、このような「不備」な届出を受理した理由として、「届出を受理することで当該届出者を行政の監視下におき無断開発を防止するため」としているが、当該届出者は、市の指導に対して不誠実な対応を繰り返しており、さしたる監視効果はなかった。

○ 市のA社に対する措置命令の発出見送り p81～p82

2011.6.2 に市は、県関係機関と協議の上、A社に対して弁明の機会を与えた上で、措置命令を発出する方針を決定したものの、A社が市のこれまでの指導事項に従う意向を示し、さらには防災工事の実施も確認されたことから、措置命令発出に係る一連の手続きは実行されなかった。

市は防災工事の実施を確認したとしているが、防災工事の履行確認の根拠となるべき計画図の添付がないまま変更届を受付してしまっている。さらに、この措置命令の発出見送りにあたり、市が県と事前に十分調整したかどうかは県・市の公文書では確認されていない。

これ以降、措置命令の発出に向けて連携していた市と県の関係行政機関との連携・協力体制が薄れてしまったものと推測される。

県土採取等規制条例第3条第1項に基づく1ha未満の届出の受付の行政庁（権限者）は市であるので、市の判断で対応すること自体、当然であるものの、今まで県関係機関と協議や相談を重ねて対応してきた経緯を踏まえれば、発出見送りとするにあたり、県関係機関と事前に協議・相談することが望ましかったものと思われる。また、県関係機関においても、市が発出見送りとした理由を確認するなど、より積極的な関与を行うべきであった。

(I) 組織的な対応の失敗 p82～p83

a 初動期(2007.3.9～2008.8.7) p82

この初動期において、県関係機関については所管する法令等に基づく行政対応に、不作為や法令等から逸脱した対応は見られなかったが、当該事業者が県による規制を逃れるため、市が行政庁となる1ha未満の小規模の開発行為に仕立てて、各根拠法令の間隙をつくような行為を繰り返していたことを踏まえれば、市と県関係機関（県東部農林事務所、県熱海土木事務所、県東部健康福祉センター等）が早期に連携・協力体制を構築し、不適切な開発が進展しないよう情報共有や監視・取締の方法を検討する必要があったものと考えられる。この時期において、市と県機関との組織、所管法令を超えた対応が不十分であったと思われる。

また、市及び県関係機関が情報交換、協議を行うことは重要であるが、総合的な判断を行い、総合調整を担う司令塔をおくべきであったと考えられる。

b 中期(2008.8.7～2011.6.2) p82～p83

県東部農林事務所が、A社に対して指示した林地無断開発に係る復旧工事が2008.8.7に完了したことを受け、A社が新たな開発行為を計画をしたことから、2007.8.12から数回にわたり県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市がA社から事情を聴取するとともに指導をしている。

市は森林法の林地開発制度に基づく県主導の厳しい規制を望んでいたが、一方で、A社に対し県土採取等規制条例及び県風致地区条例（当時）に基づく土地改変行為等を認めていたこと、さらにはA社に対し風致地区内変更許可（工期延長）を

2009.1.21 付けで認めるなど、県・市との行政対応の足並みが揃っていなかった。かかる行政対応の不整合をつかれて、不適切な開発行為が進められてしまったものと思われる。

県関係機関及び市は、本件の行政対応において対象面積が1ha超か否か、即ち担当行政庁がどこになるのかを問題にするよりも、森林法、県土採取等規制条例及び県風致地区条例の目的や本旨に立ち返り、無秩序な開発を防止する有効な手立てを県本庁関係各課を交えて検討すべきであったと考えられる。

#### c 2011. 6. 2 以降から現在 p83

県は2011.6.2に熱海市が是正措置命令等の強制措置を実施することを決定（結果的に実施見送り）した以降、廃棄物行政を除いて、本件についての積極的な関与が見られなかった。

盛り土は撤去されたわけではなく、又、特段の防災工事は実施されていなかったことから、盛り土の崩落等の危険性に改善は見られなかった。それにもかかわらず、現場確認を含め積極的な関与を行わなかったことには疑問が残る。

一旦、組織としての関心が薄れてしまったことにより、現場が「問題箇所」であることが、組織内の後任者に引き継がれなくなり、また、熱海市等からの連絡や要請もなかったことから、2013年以降は、廃棄物行政部局（県東部健康福祉センター）を除き、現場の盛り土の存在すら忘れられた状態になっていたものと思われる。

一方、県の砂防部局は、2012.3.30に逢初川流域に土砂災害警戒区域を指定している。このことに関し、土砂災害防止法による規制については、土砂災害警戒区域内の開発行為の行為規制が中心であり、砂防法の砂防指定地の範囲も砂防堰堤周辺に限られ、行為規制は砂防指定地の外部には及ばない。また、河川法の河川区域の範囲には逢初川源頭部は含まれていない。

たとえ、以上のような法の規制が及ぶ範囲外の行為であったとしても河川等からの土石流の発生を防護することを使命とする県の河川砂防担当部局は、逢初川源頭部の盛り土等の危険性を認識し、その除去について、熱海市や県の関係部局と連携し、積極的な対応をすべきであったと考えられる。

さらに、当時、本件を「基本的には熱海市が対処すべき問題」としてしまったことが、結果的に県関係機関において行政権限の範囲外であっても問題解決のために積極的に関与していこうという認識を持てなかった原因と思われる。

#### 4 委員会からの提言 〈報告書 p84～p86〉

県・市の今回の一連の行政対応を検証した結果から教訓として導き出されること、及び災害発生を抑止や行政対応の改善に向けて必要と思われる事項について、委員会から次のとおり提言する。

なお、検証結果の中で触れた「既存の根拠法令の問題点」及び「行政対応の総合調整の場」については、国においては「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（盛土規制

法案)の閣議決定、県においては県土採取等規制条例の改正(届出制から許可制への移行、罰則強化等)及び盛土対策を総括する県盛土対策課の設置と本庁・出先機関における連絡・総合調整の場の創設が2022年度において実現されることとなり、これらについては当委員会での検証結果の方向性と一致しているため、提言対象から除く。

#### (1) 届出書・申請書の取扱いの厳格化 p84

今回の行政対応の失敗は、その出発点であった市における届出書や許可申請書の受付・受理にあたっての審査や指導が不十分であったことが最大の要因であったと思われる。届出・申請の受付にあたっては、厳格な審査や現地調査を実施して、添付すべき書類の確認、必要事項の記載の確認を行い、不備な点や要件を満たさない事項については、函面等必要な書類の添付、内容の補正や変更を求めるべきであったことを踏まえ、県土採取等規制条例など指導監督の行政対応における届出や許可申請時の厳格な審査の徹底を提言する。併せて、本件のような大規模災害が発生したケースにおいては審査結果が妥当であったかどうか検証する必要があるため、適宜、添付書類の有無、記載内容が根拠法令に定められた要件をみたしているかどうか、チェックリストを用いてチェックし記録に残すべきである。

また、本件のような指導監督行政において受付時の審査を十分に行わず受理したことによる弊害が生じた事実を鑑み、県及び市町の届出・申請受付担当職員に対して、制度説明だけでなく、より実務的な研修を実施し、資質や審査能力の向上を図る必要があると思われる。

#### (2) 処分基準の設定と専門家との連携 p84～p85

本件は、県土採取等規制条例の各種措置命令(不利益処分)について、市行政手続条例に基づく処分基準を行政庁として設定していなかったために、違法な行為に対して、計画的に適切な対応を進めることができなかったと考えられる。

本来であれば、同条例の最終的な目標(違法状態の是正)と期限を設定し、そこから遡って、指導、措置命令、代執行と、淡々と手続きを進めていけたと考えられるが、最終的には、市がA社に措置命令の発出の告知まではしたものの、発出を見合わせたまま現在に至っている。今後、同様の対応を防ぐためには、行政庁が対応に迷うことのないよう、明確な処分基準を設定することが必要である。

また一方で、本件のような複雑な事案では、行政職員のみでの知見では、事案の深刻度の認識や対応に苦慮することも予想されるため、市や県が違法状態を認識した時点で速やかに、例えば本件のような盛り土の問題であれば土木・地盤の専門家に現地調査を依頼し、災害発生危険性について確認したり、法律・行政学の専門家に行政対応の助言を求めるなど、専門家と早期に連携できる体制を整えることが望ましい。

### (3) 県と市の行政姿勢・県と市の連携 p85

5 検証結果(3)総括(ウ)で述べたように、問題の本質は、事業者の悪質な行動に対し、県と市が連携し、断固たる措置を執らなかつた行政姿勢にあったと言える。

静岡県と熱海市は、二度とこのような災害が起きないように、県・市それぞれの行政姿勢を見直し、県・市の連携を強化し、適切な行政対応ができるよう不断の改善努力を行うことに努められたい。

### (4) 県から市への一部権限移譲事務の点検 p85～p86

県事務処理の特例に関する条例に基づき 2000 年 4 月に県から市へ県土採取等規制条例の一部事務（1 ha 未満の土採取等に係わる事務）の権限移譲が行われた。併せて 2006 年には都市計画法に基づく都市計画区域での開発行為の許可等も熱海市に権限移譲されている。この開発行為の許可関連の権限移譲があった 2006 年から A 社等の市での土地改変行為が本格化している。あくまで推測ではあるが指導監督権限が一部または全部の権限移譲により、県から市に移って指導監督体制が弱まることを見越しての進出であった可能性もありえる。

本件のような不適切な土地改変行為への行政対応の経緯をみると、権限移譲された市町が適確に当該事務を執行できていたか疑問である。特に土木・建築等技術面での指導監督が必要な事務への対応ができているのかを点検する必要がある。さらに、今回のような一部権限移譲の場合は、行政庁の管轄の境界を狙ってくる可能性が高いので、どのような問題点があるのか整理し、具体的な対策を示す必要がある。

また、地方分権や行政改革のもと、地域に身近な行政をできるだけ市町に委ねる方向性は妥当であるが、市町の規模・能力により対応困難な場合も考えられる。

今後は、県内市町に対して一律に権限移譲を推進するのみではなく、市町の同意を求めたり、市町の手挙げ方式を検討するなど、市町の実情や要望に基づいた権限移譲のあり方を模索していただきたい。加えて、専門性の高い事務を市町に移譲する場合は、必要に応じて県と市町が共同で権限を担うような制度設計も検討できるのでないか。

なお、今回の県土採取等規制条例の改正においては、届出制から県知事による許可制とし、取り扱いを県に一元化している。

### (5) 行政の記録管理のあり方 p86

熱海市の本件行政対応関係の記録には、組織としての意思決定の過程の記録や会議参加に関する復命が断片的にしか残されておらず、全体的に記録性や証拠としての信頼性に乏しかった。

特に会議の開催に関する記録は、当時配付されていた資料がほとんどであり、市側がどのように受け止めていたのか、または会議結果を踏まえどのような対策をとったのか、が不明なケースが多かった。

一方、県管理の記録についても、一部記録性に欠けている部分があった。

今回の行政対応の検証にあたり、事実関係を公文書や関係職員へのヒアリング結果に基づいてトレースバック（遡及）する必要があったが、一部の記録が断片的で記録性や証拠としての信頼性に乏しかったため、推論にとどまらざるを得ない部分があった。

今後は、県民・市民の「知る権利」を保障する意味でも、記録性の向上に取り組むなどしてトレーサビリティ（追跡可能性）の向上に努め、常に検証可能なものとしていただきたい。